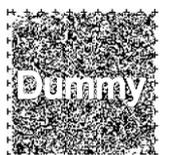
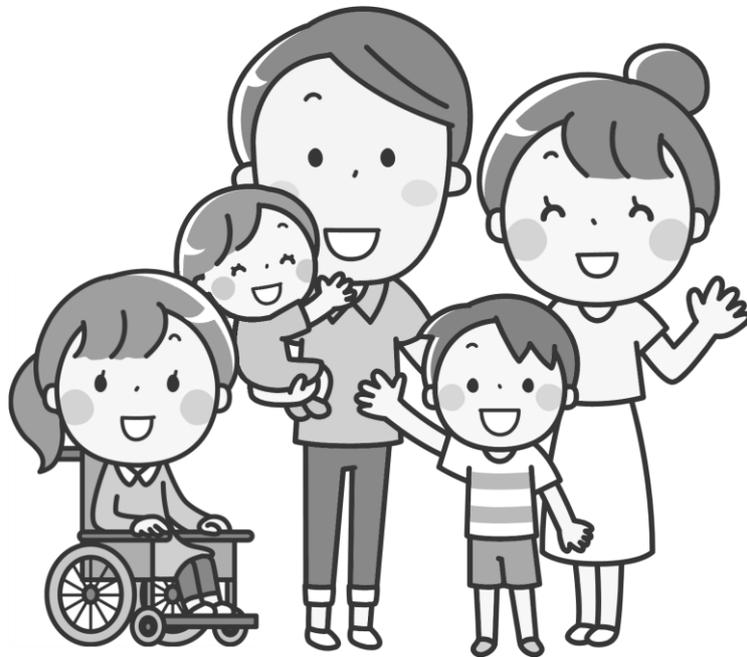
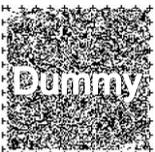
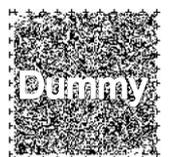


第 6 期刈谷市障害福祉計画・
第 2 期刈谷市障害児福祉計画

令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度

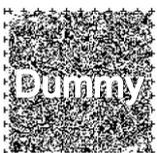




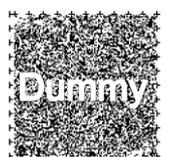


目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 障害者に関連する各種制度・法律等の動向.....	2
3 障害福祉計画基本指針の見直しのポイント.....	3
4 計画の性格.....	6
5 計画の期間.....	7
6 計画の策定体制.....	7
第2章 障害のある人等の状況	8
1 障害者・障害児数の状況.....	8
2 アンケート結果から見える現状.....	19
3 障害福祉施策へのニーズ.....	33
第3章 成果目標の設定	35
1 国の成果目標.....	35
2 本市の成果目標の設定.....	37
第4章 障害福祉サービス等の見込み	45
1 障害福祉サービスの見込み.....	45
2 地域生活支援事業の見込み.....	50
3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み.....	58



第5章 計画の推進体制	60
1 計画の進捗管理.....	60
2 庁内の連携体制について.....	60
資料編	61
1 策定経過.....	61
2 懇話会.....	62
3 用語解説.....	65
4 市内事業所の状況.....	70





第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉に対するニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国の基本指針では、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害者施策の動向などを踏まえて、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取り組みが盛り込まれるなどの見直しがされました。

本市では、平成30（2018）年3月に策定した「第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画」の計画期間が令和2（2020）年度をもって終了することから、障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき新たに令和3（2021）年度を初年度とした「第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画」を策定します。

【参考】 障害者総合支援法（抜粋）

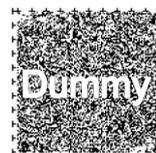
（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【参考】 児童福祉法（抜粋）

第九節 障害児福祉計画

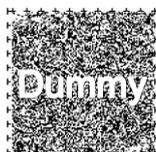
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



2 障害者に関連する各種制度・法律等の動向

国においてはこれまで、障害のある人に関連する各種制度・法律などの整備が進められてきました。本計画においては、このような動向を踏まえ、各目標や取り組みを定めました。

年	国の主な流れ	概要	刈谷市の計画	
2006	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行がはじまる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。	刈谷市障害福祉計画	刈谷市障害福祉計画
2007	学校教育法改正	特別支援教育がはじまる。		
	障害者権利条約署名	障害者の権利条約の締結に向けた取り組みがはじまる。		
2008	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。		
2009	障害者制度改革	「障害者制度改革推進会議」が開催される。	刈谷市障害者計画	第2期刈谷市障害福祉計画
2010	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化などが盛り込まれる。		
2011	障害者虐待防止法成立	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務を定めた法律が成立する。		
	障害者基本法の一部改正	目的規定や障害者の定義などを見直した改正法が成立する。		
2012	障害者優先調達推進法成立	障害者就労施設などの受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者施設などが供給する物品などに対する需要の増進を図る。	刈谷市障害者計画	第3期刈谷市障害福祉計画
	障害者総合支援法成立	「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障害者の範囲の拡大等を定めた法律が成立する。		
2013	障害者差別解消法成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止などを定めた法律が成立する。		
2014	障害者権利条約批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、2014年2月19日より国内において効力が生じる。		
2015	障害者差別解消法基本方針の閣議決定	「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示す。	刈谷市障害者計画	第4期刈谷市障害福祉計画
2016	障害者雇用促進法改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化する。		
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。		
2017			刈谷市障害者計画	第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画
2018	障害者文化芸術推進法成立	障害者による文化芸術活動を推進する法律が成立する。		
	ユニバーサル社会実現推進法成立	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に進める法律が成立する。		
2019	読書バリアフリー法成立	視覚障害や発達障害、上肢の障害などがある人の読書環境の整備を進める法律が成立する。		
2020				



3 障害福祉計画基本指針の見直しのポイント

(1) 基本的理念に係る事項

○入所等から地域生活への移行

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保することなどにより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する

○障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保

- ・研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などに、関係者が協力して取り組む

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

○強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実及び依存症対策の推進

- ・人材育成を通じて、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制を確保する
- ・アルコール、薬物及びギャンブルなどをはじめとする依存症対策について、関係職員への研修や幅広い普及啓発、自助グループを含む関係機関の連携により、本人及びその家族への支援を行う

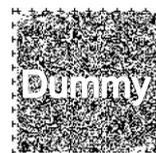
(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

○相談支援体制の構築

- ・相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う

○発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

- ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制及び発達障害の診断などを専門的に行うことができる医療機関などを確保する



(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

○地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する
- ・障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要があることを記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援のあり方について必要な協議が行われる体制整備を図る

○保育、保健医療、教育等の関係機関との連携

- ・障害児通所支援の実施にあたって、学校の空き教室の活用などの実施形態を検討する

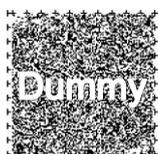
(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

○福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
令和5（2023）年度末時点の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する

○地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・地域生活支援拠点等について、令和5（2023）年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する



○福祉施設から一般就労への移行等

- 令和5（2023）年度中に就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者数を令和元（2019）年度実績の1.27倍以上とする
- 令和5（2023）年度中に就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業に係る一般就労への移行者数の目標値をそれぞれ、令和元（2019）年度実績の1.30倍以上、1.26倍以上及び1.23倍以上とする
- 令和5（2023）年度における就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する
- 令和5（2023）年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

○障害児支援の提供体制の整備等

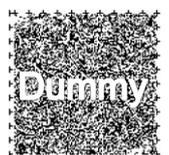
- 令和5（2023）年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する
- 令和5（2023）年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどによりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- 令和5（2023）年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する
- 令和5（2023）年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

○相談支援体制の充実・強化等

- 令和5（2023）年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

○障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

- 令和5（2023）年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する



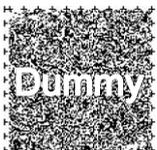
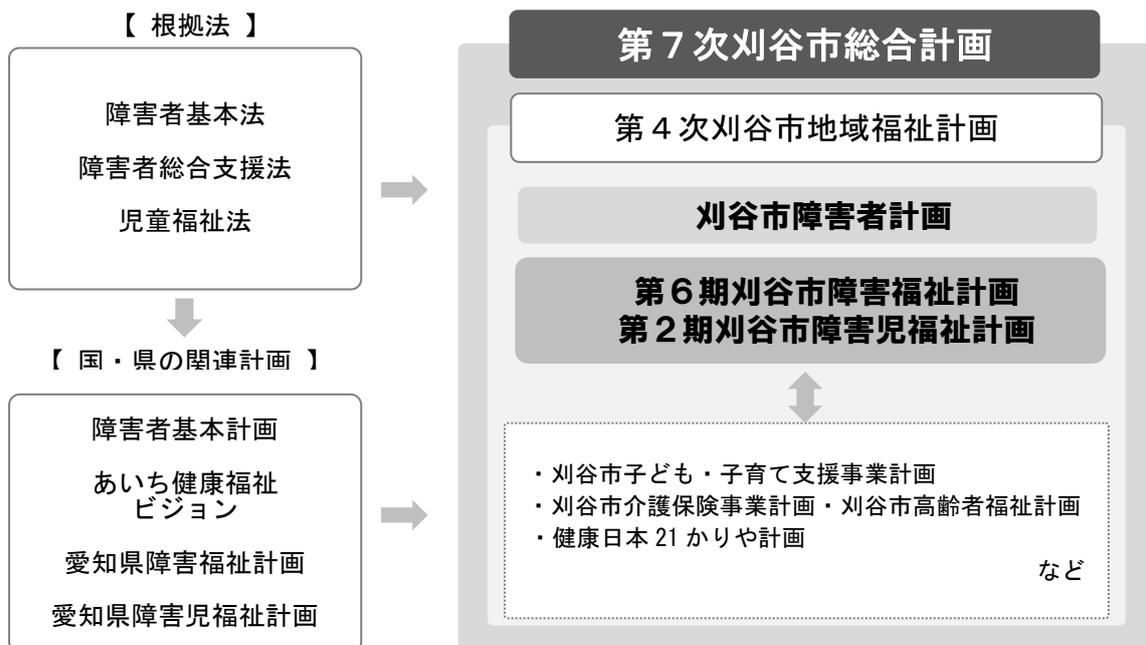
4 計画の性格

障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画である障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供などを円滑に実施するための障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の提供などを円滑に実施するための障害児福祉計画があります。

- ① 障害者計画（障害者基本法第11条第3項）【計画期間：平成30～令和5年度】
⇒主に障害者施策の基本的な考え方と施策の方向性を定める
- ② 障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）【今回策定】
⇒主に障害者施策の数値目標と障害福祉サービス等の必要な見込量を定める
- ③ 障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）【今回策定】
⇒主に障害児施策の数値目標と障害児通所支援等の必要な見込量を定める

障害者総合支援法などにおいて、市町村は国が定める「基本指針」に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるものとされており、これらは一体のものとして策定することができるものと定められています。

■計画の関連イメージ



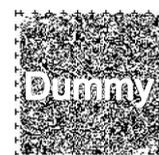
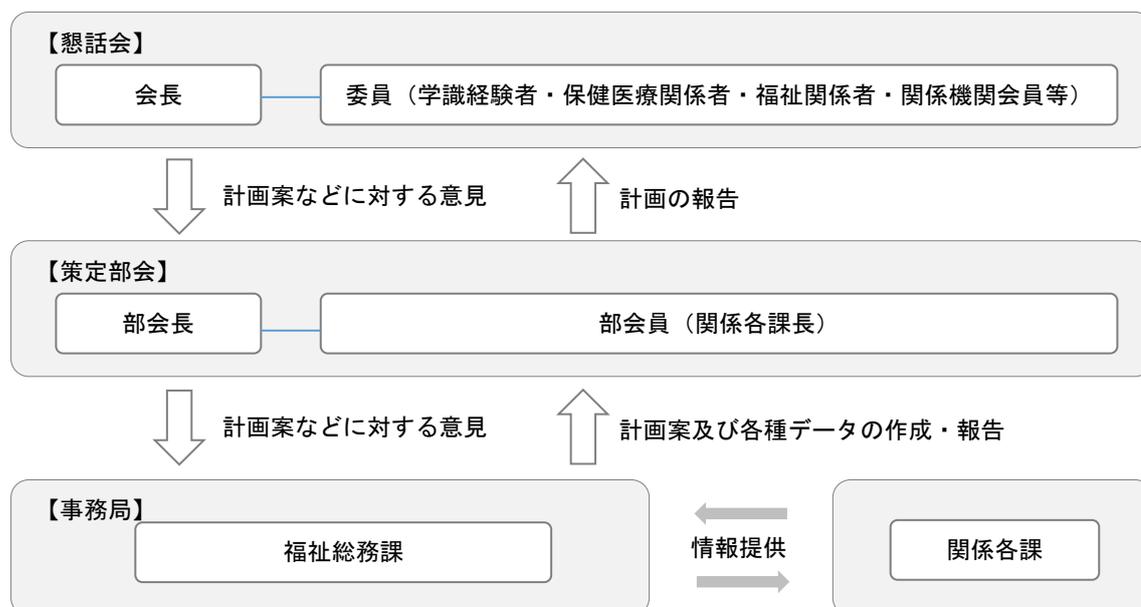
5 計画の期間

「第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
刈谷市障害者計画					
第 5 期刈谷市障害福祉計画			第 6 期刈谷市障害福祉計画		
第 1 期刈谷市障害児福祉計画			第 2 期刈谷市障害児福祉計画		

6 計画の策定体制

計画の策定にあたり、障害者施策に関係する部署と連携及び調整を図る「刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会」と、学識経験者などで構成する「刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会」において、協議を行いました。





第 2 章

障害のある人等の状況

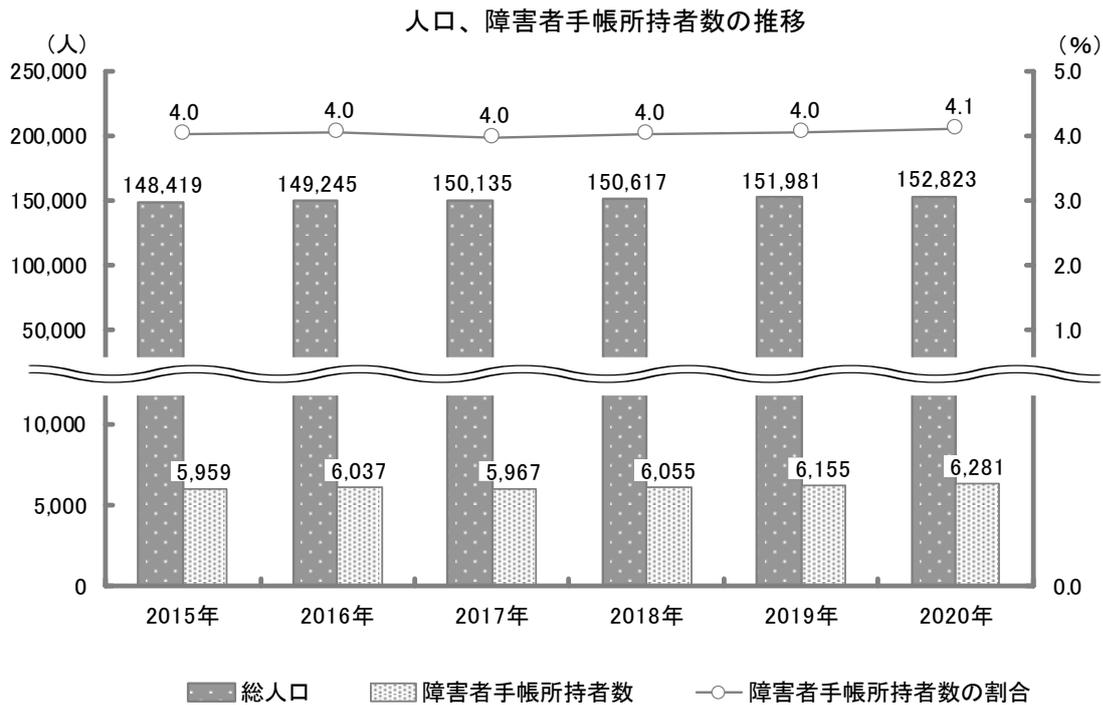
1 障害者・障害児数の状況

(1) 障害者の状況

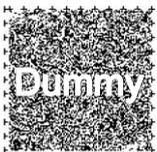
① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2（2020）年4月1日現在152,823人で、年々増加しています。

障害者手帳所持者数は、令和2（2020）年4月1日現在6,281人で増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は4.1%とほぼ横ばいとなっています。



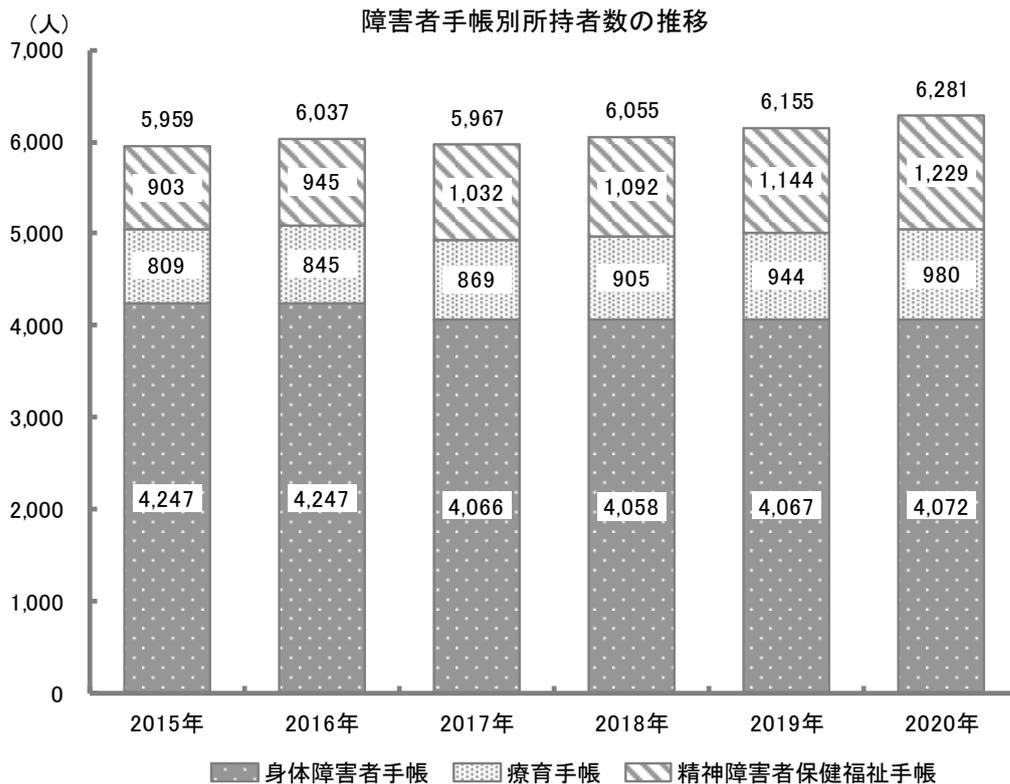
住民基本台帳（各年4月1日現在）



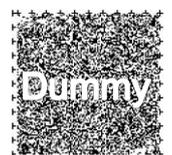
② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は近年横ばいで推移しており、令和2（2020）年4月1日現在4,072人となっています。

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和2（2020）年4月1日現在980人となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数も年々増加しており、令和2（2020）年4月1日現在1,229人となっています。



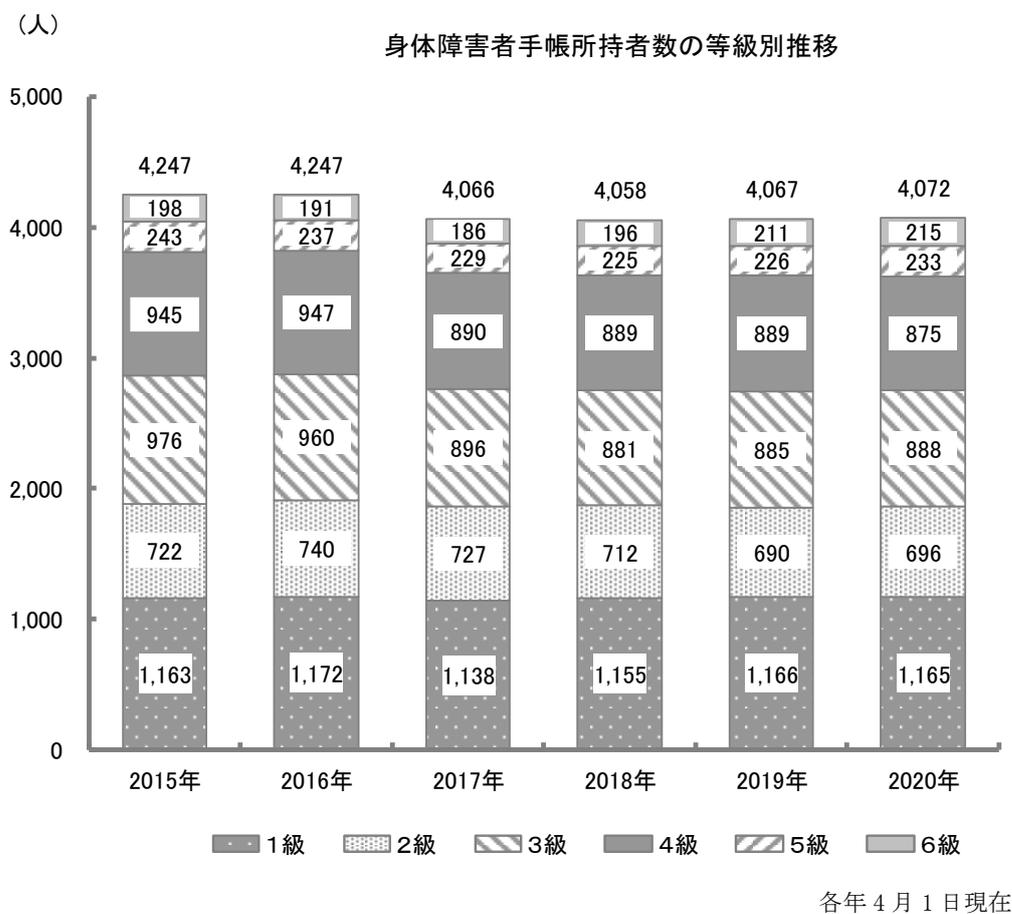
各年4月1日現在



(2) 身体障害者手帳所持者の状況

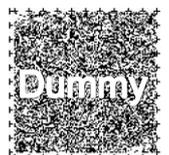
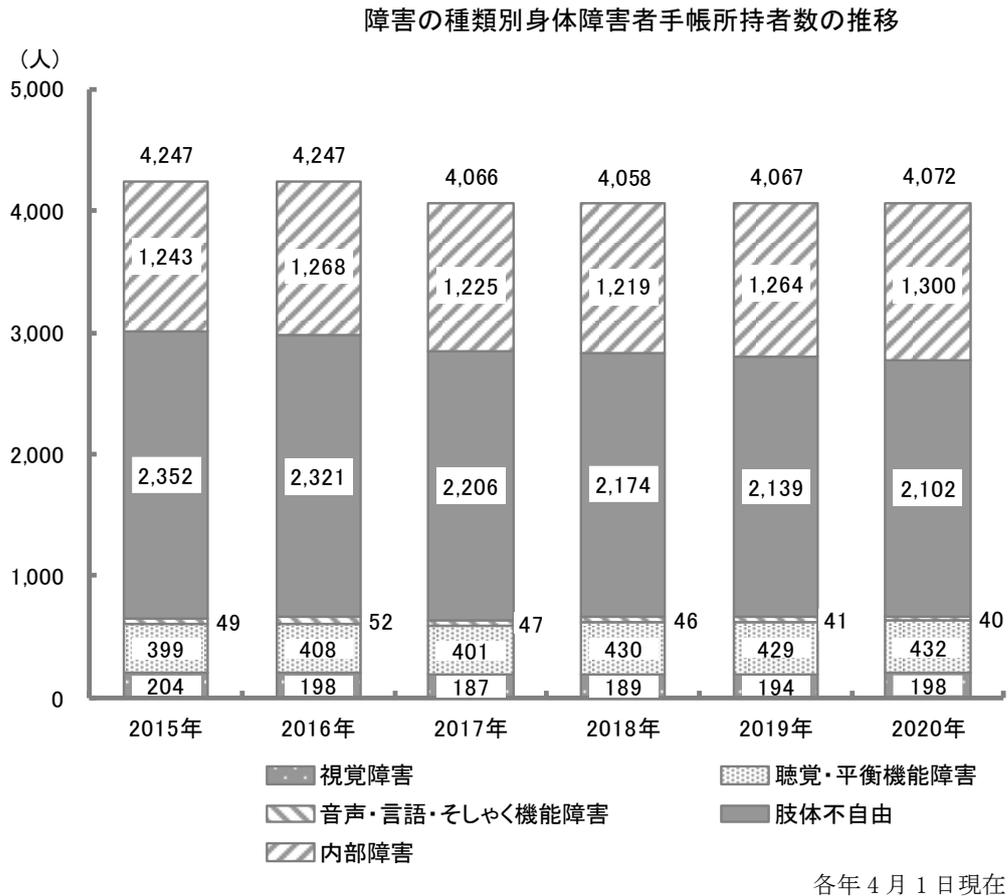
① 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在1級の手帳所持者が1,165人（28.6%）で最も多く、次いで3級の手帳所持者が888人（21.8%）となっています。また、6級の手帳所持者数は増加傾向にあり、2～4級の手帳所持者数は減少傾向にあります。



② 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

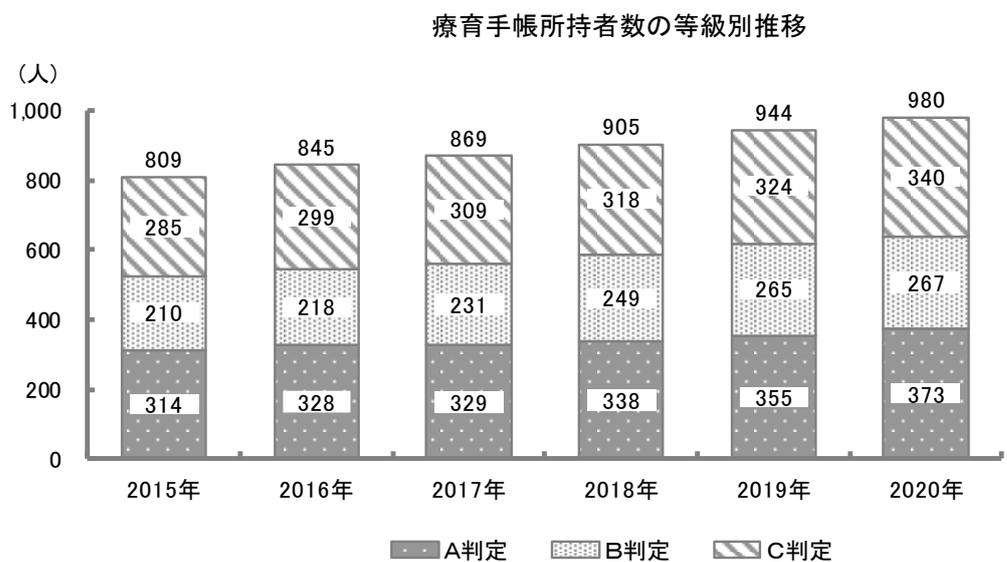
障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在肢体不自由が2,102人（51.6%）と最も多く、次いで内部障害が1,300人（31.9%）となっています。また、内部障害の手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は年々減少しています。



(3) 療育手帳所持者の状況

①療育手帳所持者数の等級別推移

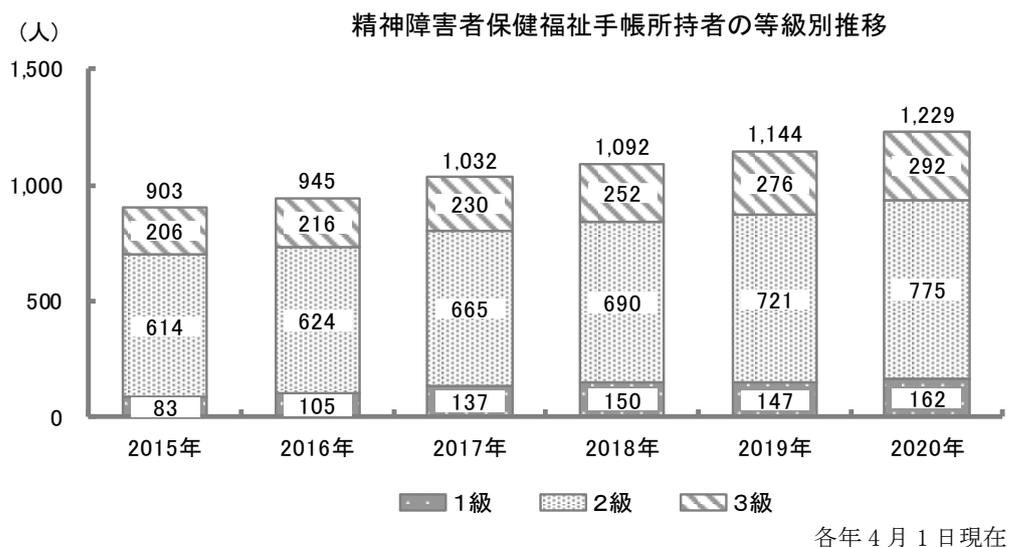
療育手帳所持者数の等級別推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在A判定の手帳所持者数が373人（38.1%）で最も多く、次いでC判定の手帳所持者数が340人（34.7%）となっています。また、すべての等級で手帳所持者数は年々増加しています。



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

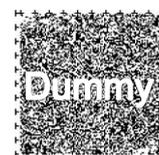
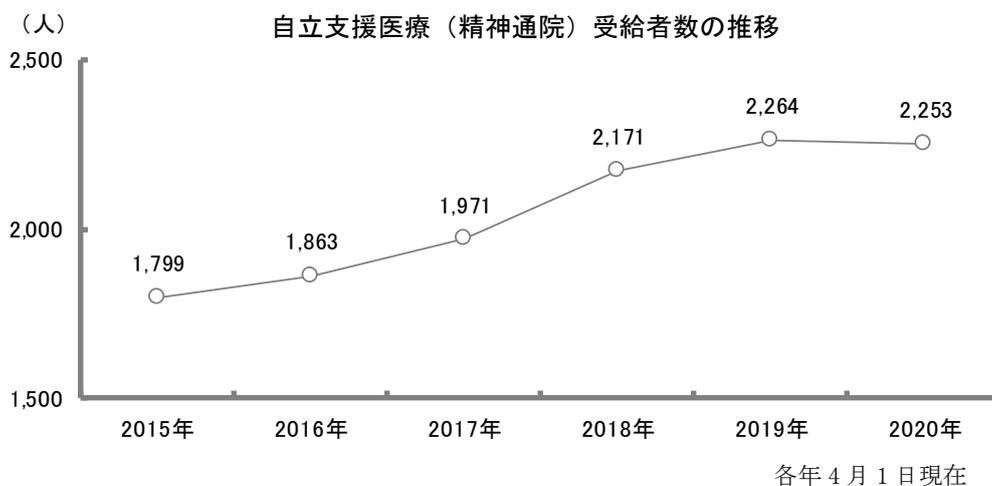
① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在2級の手帳所持者数が775人（63.1%）で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が292人（23.8%）となっています。また、すべての等級が増加傾向にあります。



② 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

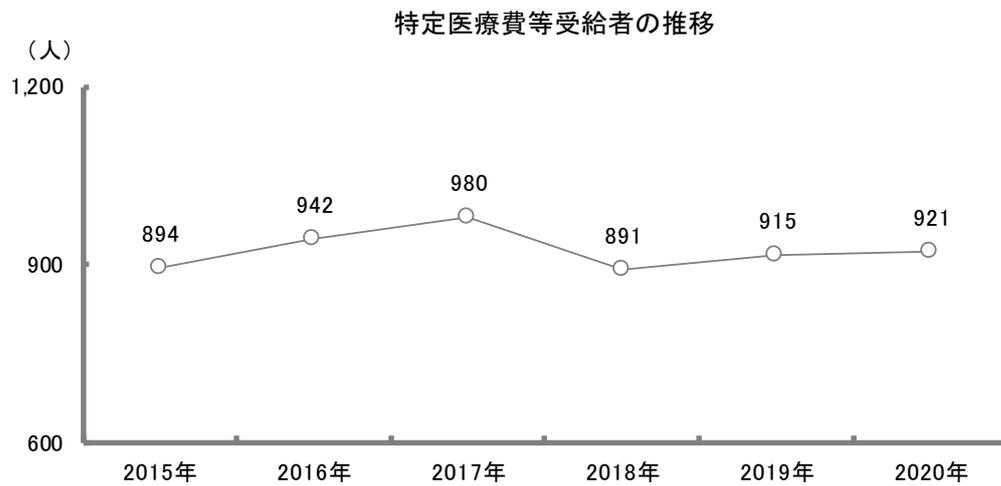
自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在2,253人で、増加傾向にあります。



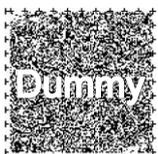
(5) 特定医療費（指定難病）受給者数

① 特定医療費等受給者数の推移

特定医療費等受給者数の推移をみると、平成30（2018）年に減少しましたが、その後増加し、令和2（2020）年で921人になっています。



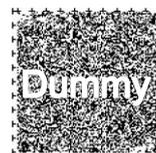
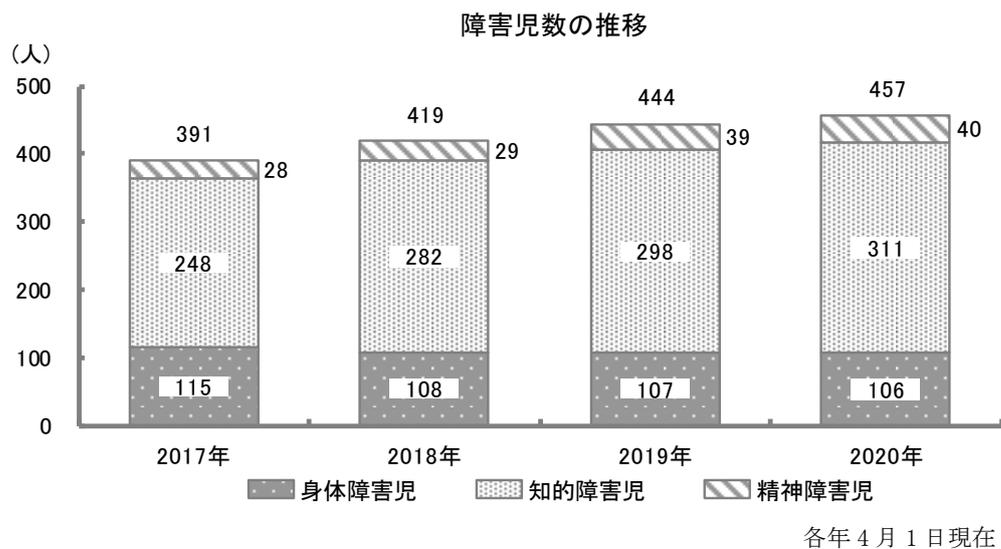
資料：衣浦東部保健所（各年4月1日現在）



(6) 障害児数の状況

① 障害児数の推移

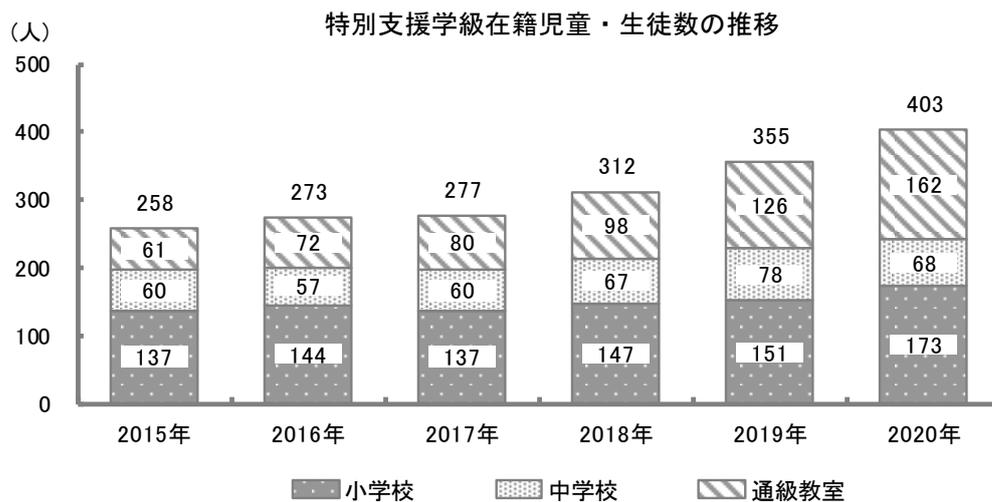
障害児数の推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在、身体障害のある子どもは106人で減少傾向にあります。また、知的障害のある子どもは311人、精神障害のある子どもは40人でともに増加傾向にあります。



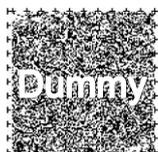
(7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍児童・生徒数の推移をみると、令和2（2020）年5月1日現在、小学校は173人、中学校は68人でともに増加傾向にあり、通級教室は162人で年々増加しています。



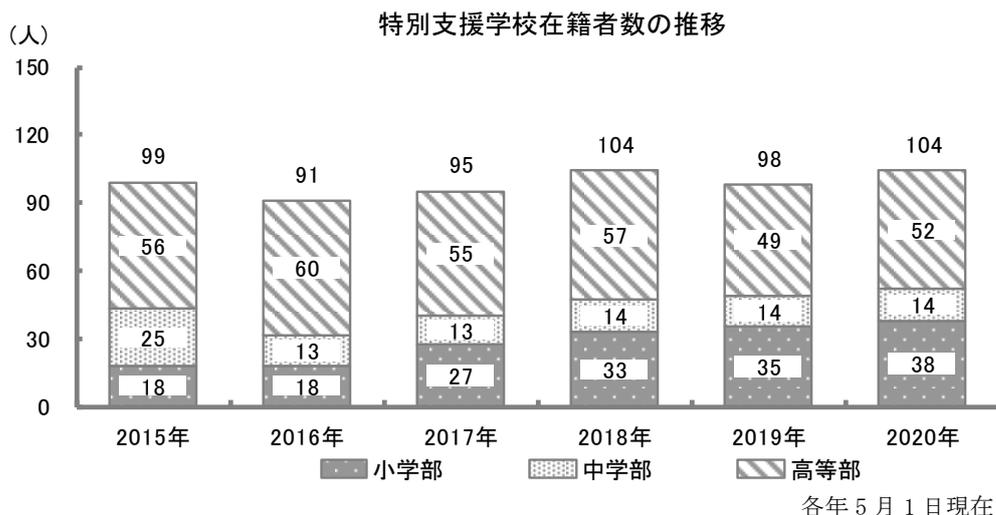
各年 5月1日現在



(8) 特別支援学校在籍状況

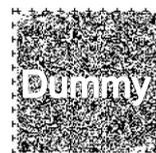
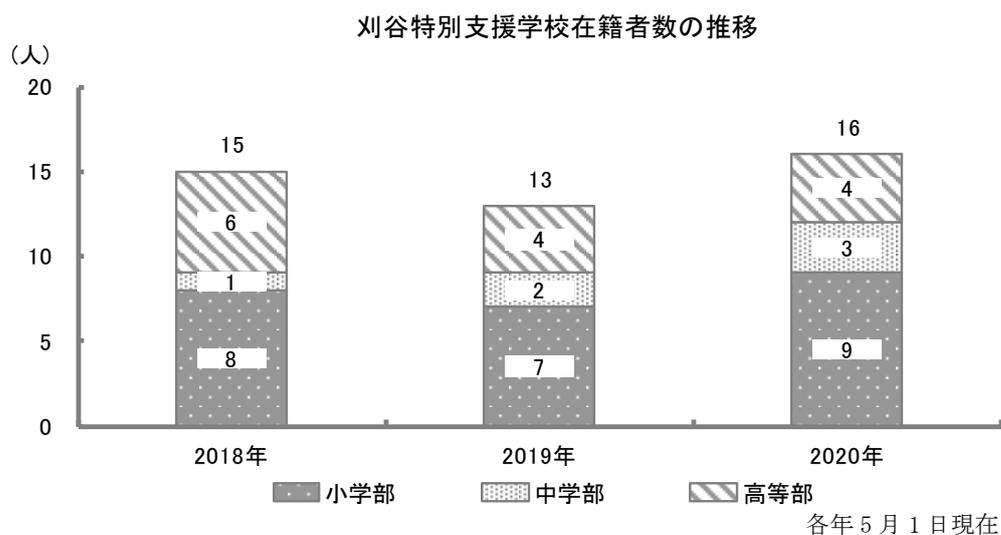
① 特別支援学校在籍者数の推移

特別支援学校在籍者数の推移をみると、令和2（2020）年5月1日現在、小学部は38人で増加傾向にあります。また、中学部は14人で近年は横ばい傾向にあり、高等部は52人で増減を繰り返しています。



② 刈谷特別支援学校在籍者数の推移

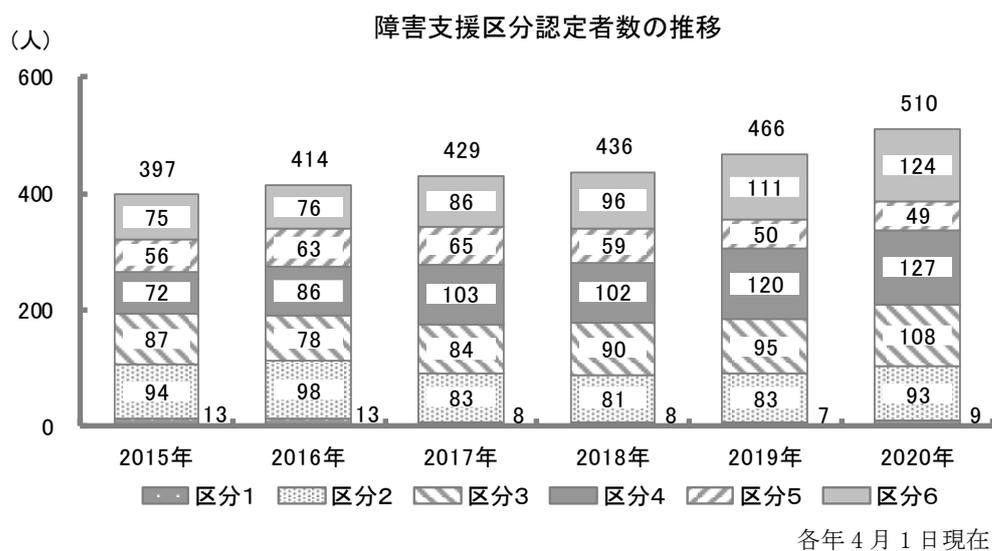
刈谷特別支援学校が平成30（2018）年に開校しました。



(9) 障害支援区分認定者の状況

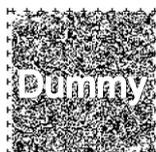
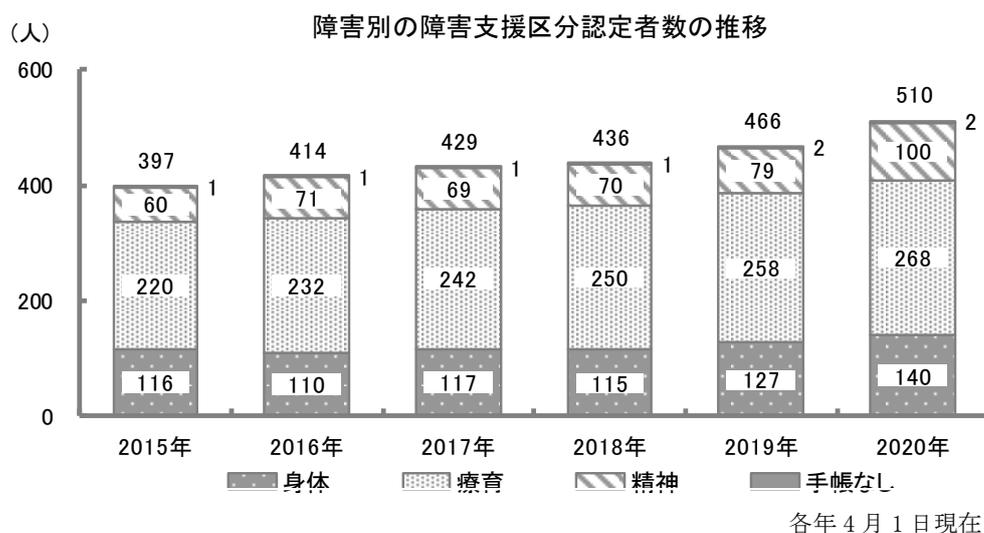
① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在、区分4が127人で最も多く、次いで区分6が124人となっています。



② 障害別の障害支援区分認定者数の推移

障害別の障害支援区分認定者数の推移をみると、認定者数は年々増加しており、令和2（2020）年4月1日現在、知的障害のある人が268人で最も多く、次いで身体障害のある人が140人、精神障害のある人が100人となっています。



2 アンケート結果から見える現状

障害福祉サービス等のニーズを把握するため、障害者手帳所持者及び障害福祉サービス等利用者を対象に、アンケート調査を実施しました。

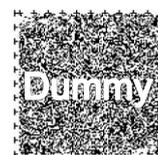
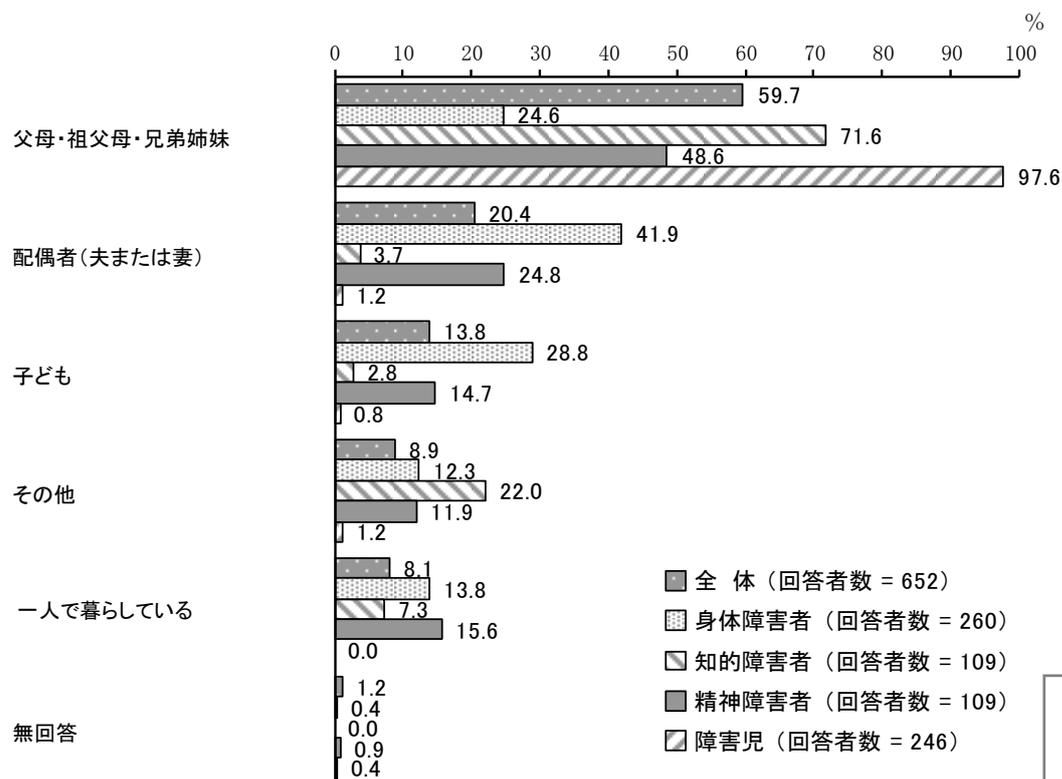
調査対象	令和2年6月26日現在、刈谷市に居住している障害者手帳所持者及び障害福祉サービス等利用者から無作為に抽出
調査期間	令和2年7月3日～7月27日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数1,000通 有効回答数652通 有効回答率65.2%

(1) 家庭の状況

① 家族構成

「父母・祖父母・兄弟姉妹」と一緒に暮らしている割合が59.7%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」の割合が20.4%、「子ども」の割合が13.8%となっています。

障害別でみると、身体障害のある人、精神障害のある人で「一人で暮らしている」の割合が高くなっています。



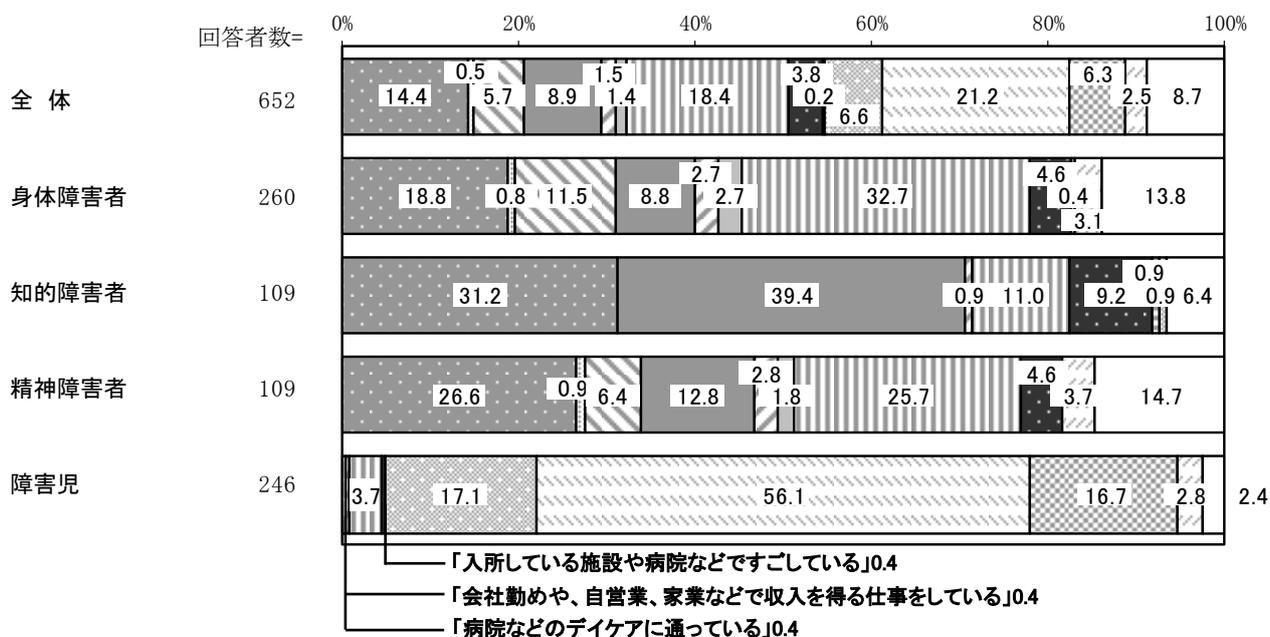
(2) 日常生活、暮らし

① 平日の昼間の過ごし方

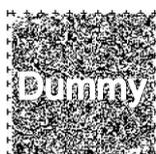
「一般の高校、小中学校に通っている」の割合が21.2%と最も高く、次いで「自宅ですごしている」の割合が18.4%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の割合が14.4%となっています。

障害別でみると、身体障害のある人で「自宅ですごしている」の割合が、知的障害のある人で「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」の割合が高くなっています。

- 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている
- ▨ ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている
- ▩ 専業主婦(主夫)をしている
- 福祉施設、作業所などに通っている(就労継続支援A型も含む)
- ▨ 病院などのデイケアに通っている
- ▩ リハビリテーションを受けている
- ▩ 自宅ですごしている
- 入所している施設や病院などですごしている
- ▨ 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
- ▨ 特別支援学校(小中高等部)に通っている
- ▨ 一般の高校、小中学校に通っている
- ▨ 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている
- ▨ その他
- 無回答



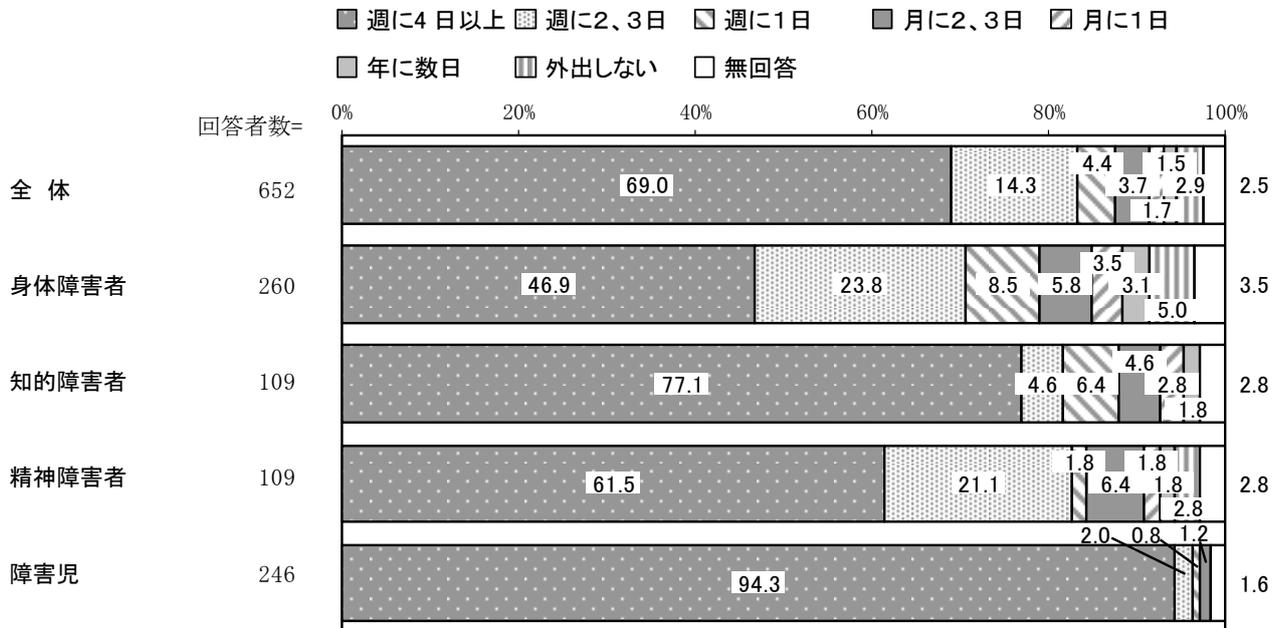
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、各回答の割合の合計が100.0%にならない場合があります。



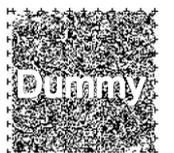
② 外出の頻度

「週に4日以上」の割合が69.0%と最も高く、次いで「週に2、3日」の割合が14.3%となっています。

障害別でみると、身体障害のある人で「週に4日以上」の割合が低くなっています。



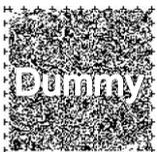
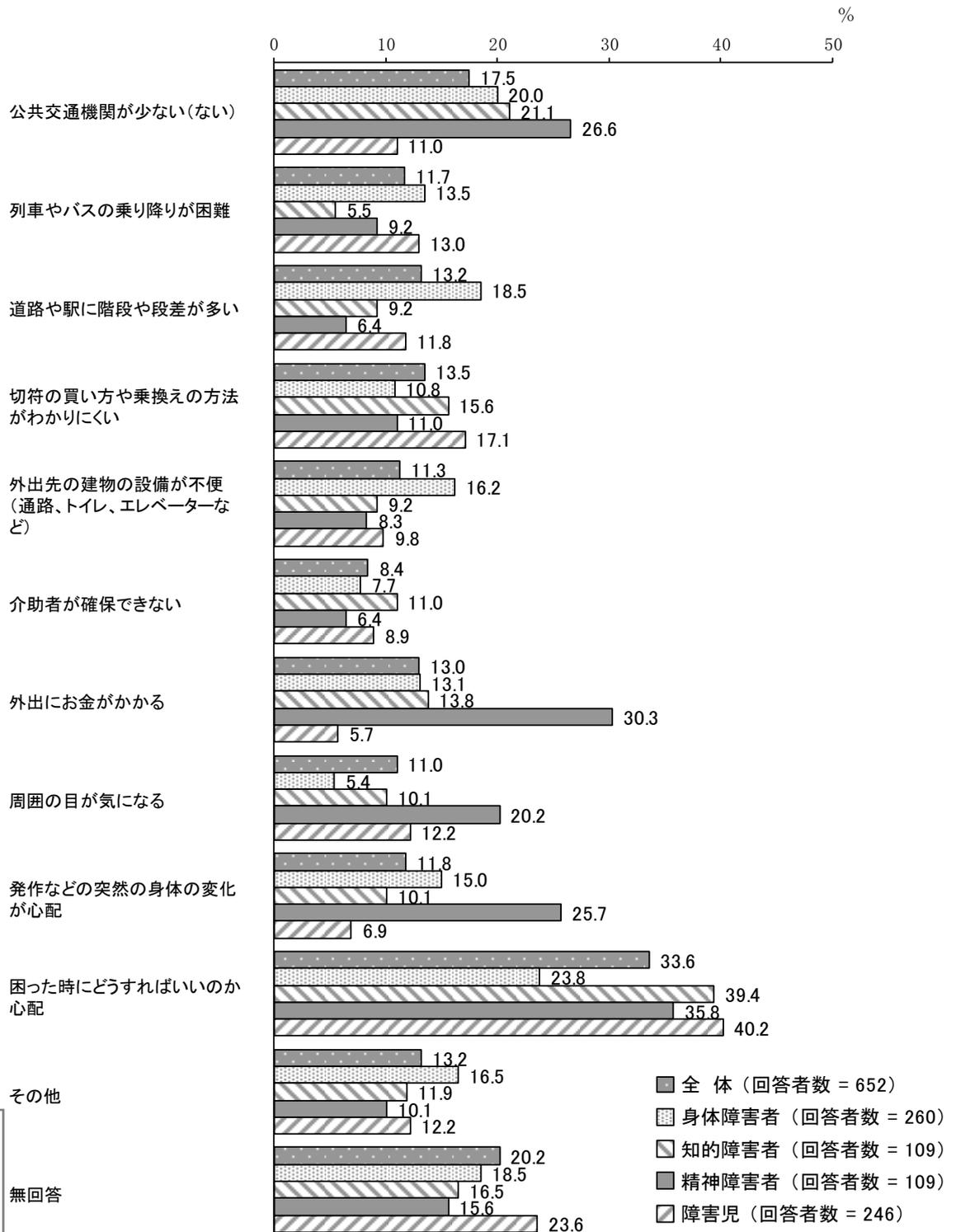
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、各回答の割合の合計が100.0%にならない場合があります。



③ 外出の際に困ること

「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が33.6%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が17.5%、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」の割合が13.5%となっています。

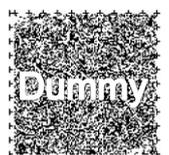
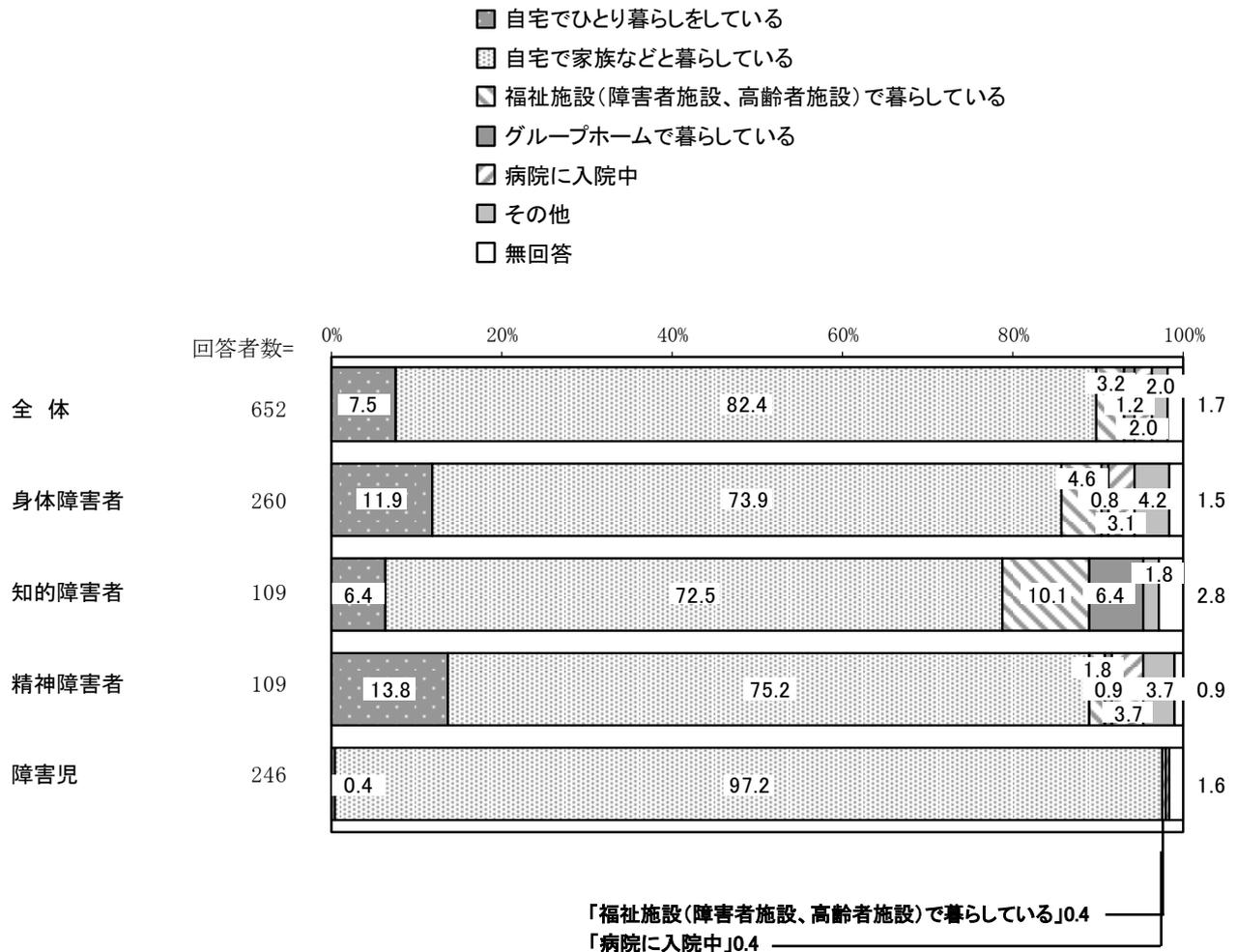
障害別でみると、身体障害のある人で「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が、精神障害のある人で「外出にお金がかかる」の割合が高くなっています。また、障害のある子どもで「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が高くなっています。



④ 現在の暮らしの状況

「自宅で家族などと暮らしている」の割合が82.4%と最も高くなっています。

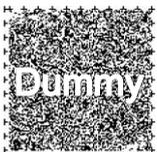
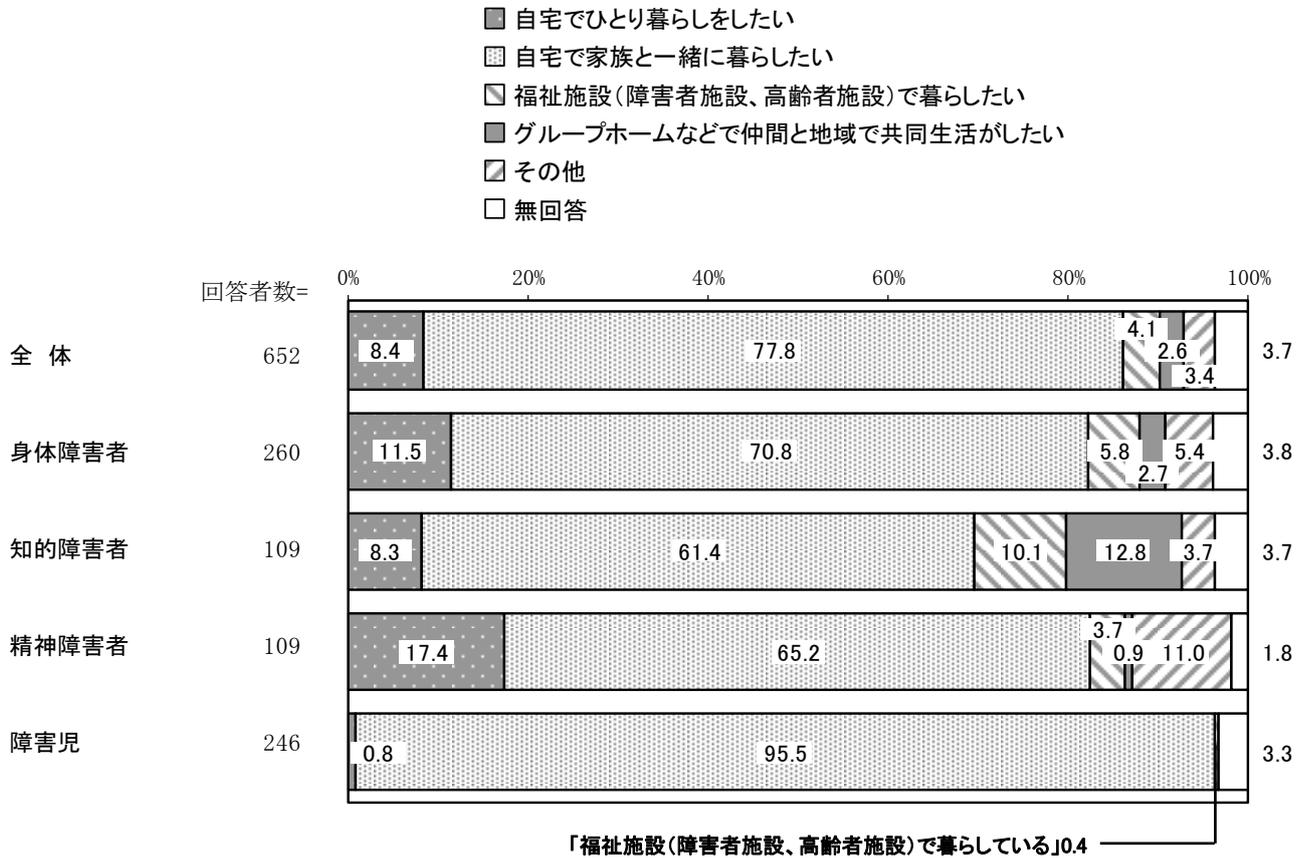
障害別で見ると、知的障害のある人で「福祉施設（障害者施設、高齢者施設）で暮らしている」の割合が10.1%、「グループホームで暮らしている」の割合が6.4%と高くなっています。



⑤ 将来に希望する暮らし方

「自宅で家族と一緒に暮らしたい」の割合が77.8%と最も高くなっています。

障害別でみると、いずれの障害も「自宅で家族と一緒に暮らしたい」の割合が6割以上となっています。

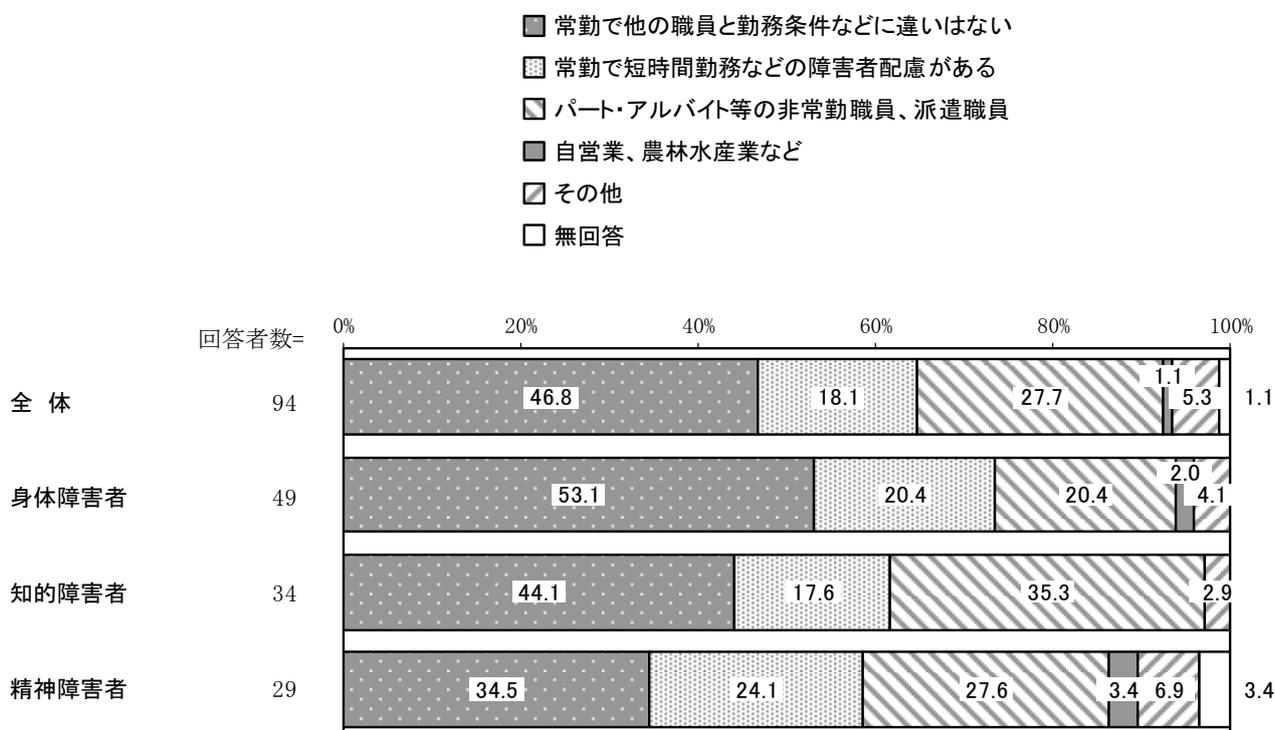


(3) 就労

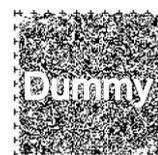
① 仕事の形態

「常勤で他の職員と勤務条件などに違いはない」の割合が46.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」の割合が27.7%、「常勤で短時間勤務などの障害者配慮がある」の割合が18.1%となっています。

障害別でみると、知的障害のある人で「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」の割合が高くなっています。また、精神障害のある人で「常勤で他の職員と勤務条件などに違いはない」の割合が低くなっています。



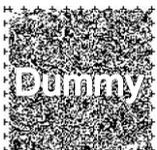
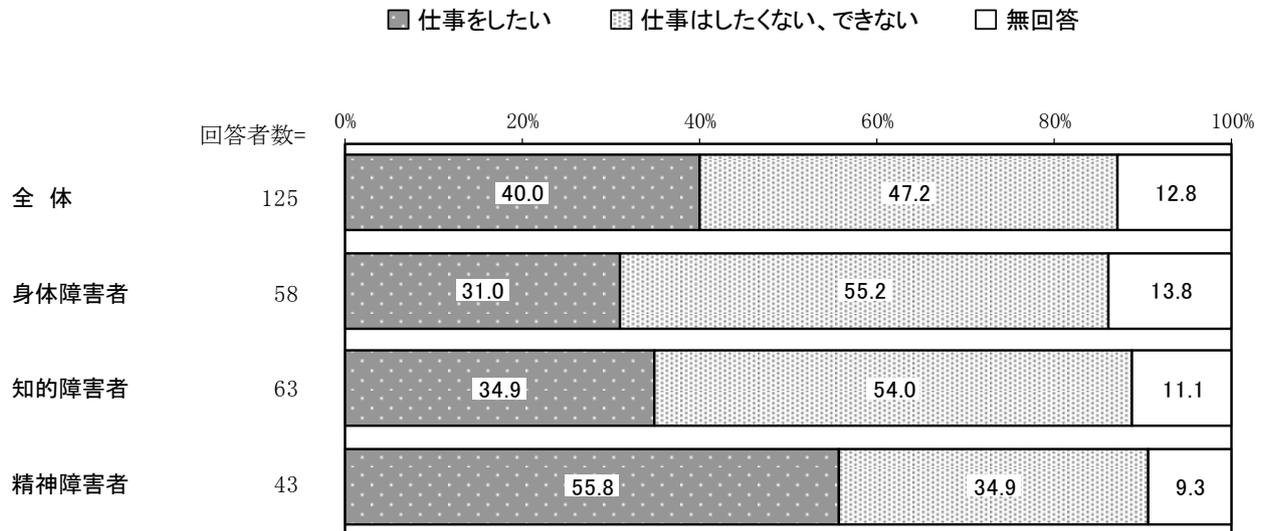
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、各回答の割合の合計が100.0%にならない場合があります。



② 今後、収入を得る仕事への意向

「仕事をしたい」の割合が40.0%、「仕事はしたくない、できない」の割合が47.2%となっています。

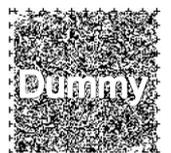
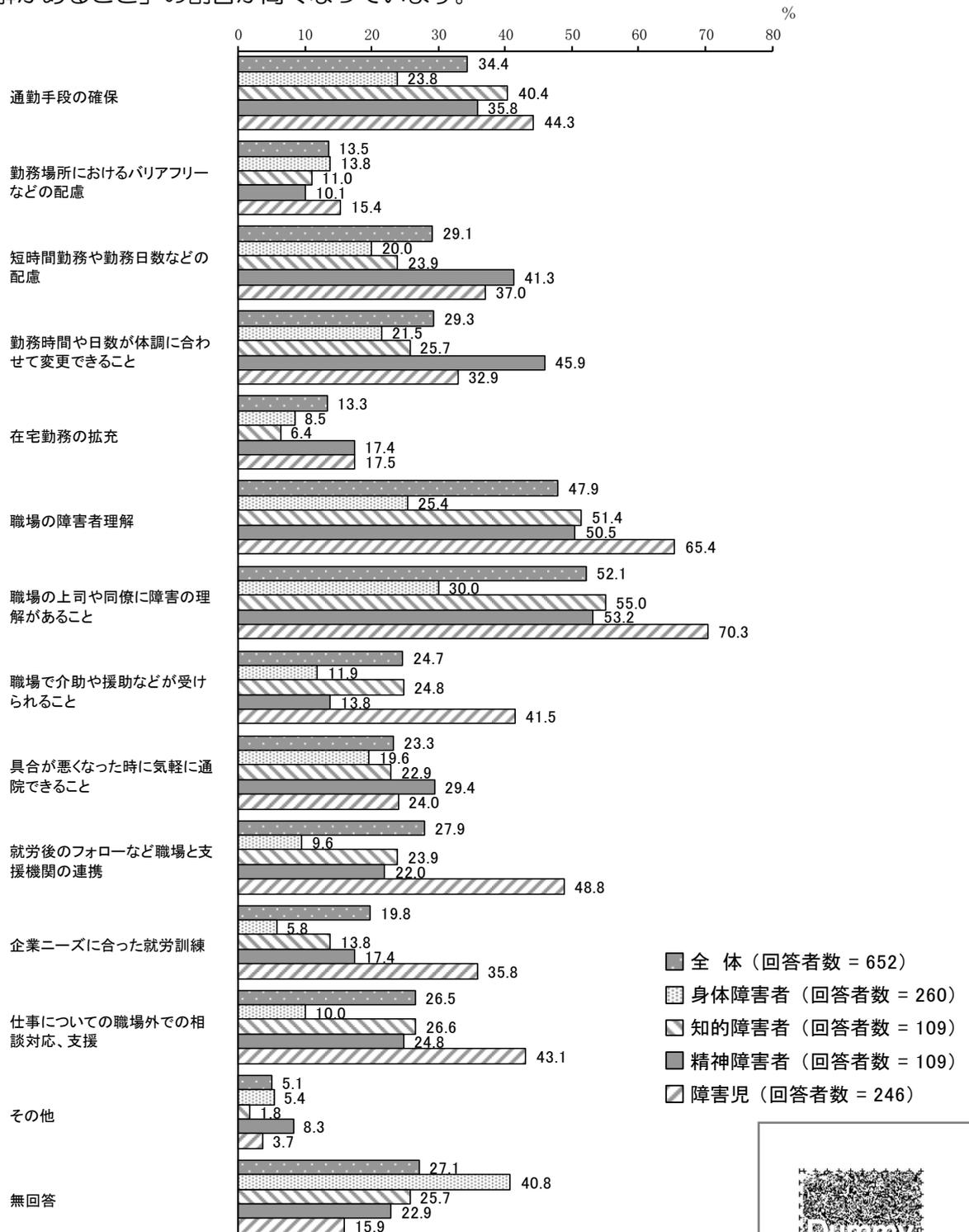
障害別でみると、精神障害のある人で「仕事をしたい」の割合が高くなっています。



③ 就労に必要な支援

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が52.1%と最も高く、次いで「職場の障害者理解」の割合が47.9%、「通勤手段の確保」の割合が34.4%となっています。

障害別でみると、精神障害のある人で「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が、障害のある子どもで「職場の障害者理解」「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が高くなっています。



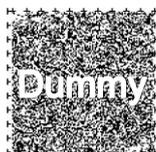
(4) サービスの利用意向

① サービス利用状況別に見た障害福祉サービス等の今後3年以内の利用予定

『12 短期入所（ショートステイ）』を利用している人で「今よりも利用を増やす予定」の割合が高くなっています。また、『25 日中一時支援』を利用していない人で「今よりも利用を増やす予定」（新規の利用を考えている人）の割合が高くなっています。

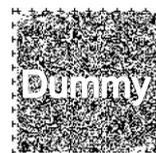
単位：％

区分		有効回答数(件)	今よりも利用を増やす予定	今と同じくらい利用する予定	今よりも利用を減らす予定	利用予定がない	無回答
1 居宅介護(ホームヘルプ)	利用している	22	18.2	50.0	—	4.5	27.3
	利用していない	468	2.6	1.1	—	83.3	13.0
2 重度訪問介護	利用している	13	23.1	46.2	—	7.7	23.1
	利用していない	462	1.7	0.4	—	85.5	12.3
3 同行援護	利用している	5	—	60.0	—	20.0	20.0
	利用していない	466	1.1	0.6	—	85.2	13.1
4 行動援護	利用している	9	—	44.4	11.1	11.1	33.3
	利用していない	462	1.9	0.4	—	85.3	12.3
5 重度障害者等包括支援	利用している	6	16.7	50.0	—	16.7	16.7
	利用していない	463	2.2	—	0.2	84.9	12.7
6 生活介護	利用している	39	12.8	59.0	5.1	2.6	20.5
	利用していない	447	1.3	0.7	—	84.3	13.6
7 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	利用している	38	13.2	71.0	2.6	—	13.2
	利用していない	435	2.3	1.1	—	82.8	13.8
8 就労移行支援	利用している	16	6.3	31.3	—	31.3	31.3
	利用していない	453	4.2	0.7	—	82.6	12.6
9 就労継続支援(A型、B型)	利用している	41	12.2	63.4	4.9	2.4	17.1
	利用していない	432	3.9	0.7	0.2	82.2	13.0
10 就労定着支援	利用している	6	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7
	利用していない	462	3.9	1.1	0.2	81.4	13.4
11 療養介護	利用している	12	16.7	41.7	8.3	—	33.3
	利用していない	459	1.5	0.9	0.2	84.1	13.3
12 短期入所(ショートステイ)	利用している	28	32.1	35.7	—	7.1	25.0
	利用していない	448	2.9	1.1	0.2	82.6	13.2
13 共同生活援助 (グループホーム)	利用している	15	26.7	40.0	—	6.7	26.7
	利用していない	465	1.3	0.6	0.4	84.3	13.3
14 自立生活援助	利用している	14	14.3	42.9	—	7.1	35.7
	利用していない	452	2.0	0.7	0.2	85.0	12.2
15 施設入所支援	利用している	18	22.2	50.0	5.6	—	22.2
	利用していない	454	0.2	0.9	0.2	86.1	12.6



区分		有効回答数 (件)	増 や す 予 定 今 よ り も 利 用 を	今 と 同 じ く ら い 利 用 す る 予 定	減 ら す 予 定 今 よ り も 利 用 を	利 用 予 定 が な い	無 回 答
16 計画相談支援	利用している	150	2.7	79.3	3.3	3.3	11.3
	利用していない	324	2.5	1.5	0.3	80.2	15.4
17 地域移行支援	利用している	4	25.0	25.0	—	—	50.0
	利用していない	458	0.9	1.3	0.2	85.8	11.8
18 地域定着支援	利用している	5	20.0	40.0	—	20.0	20.0
	利用していない	461	1.3	1.1	0.2	84.4	13.0
19 手話通訳者派遣	利用している	7	28.6	42.9	—	—	28.6
	利用していない	465	0.2	—	0.2	86.2	13.3
20 要約筆記者派遣	利用している	7	28.6	57.1	—	—	14.3
	利用していない	459	0.2	—	0.2	86.5	13.1
21 日常生活用具給付	利用している	46	10.9	76.1	2.2	2.2	8.7
	利用していない	424	1.4	—	0.2	83.5	14.9
22 移動支援	利用している	42	28.6	45.2	7.1	—	19.0
	利用していない	432	2.8	0.5	—	83.1	13.7
23 地域活動支援センター	利用している	27	7.4	59.3	3.7	—	29.6
	利用していない	440	1.8	0.5	0.2	84.5	13.0
24 移動入浴	利用している	12	8.3	58.3	8.3	—	25.0
	利用していない	457	1.3	0.7	—	84.7	13.3
25 日中一時支援	利用している	59	16.9	76.3	1.7	—	5.1
	利用していない	413	5.3	1.0	—	79.9	13.8

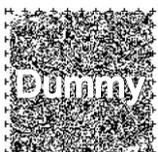
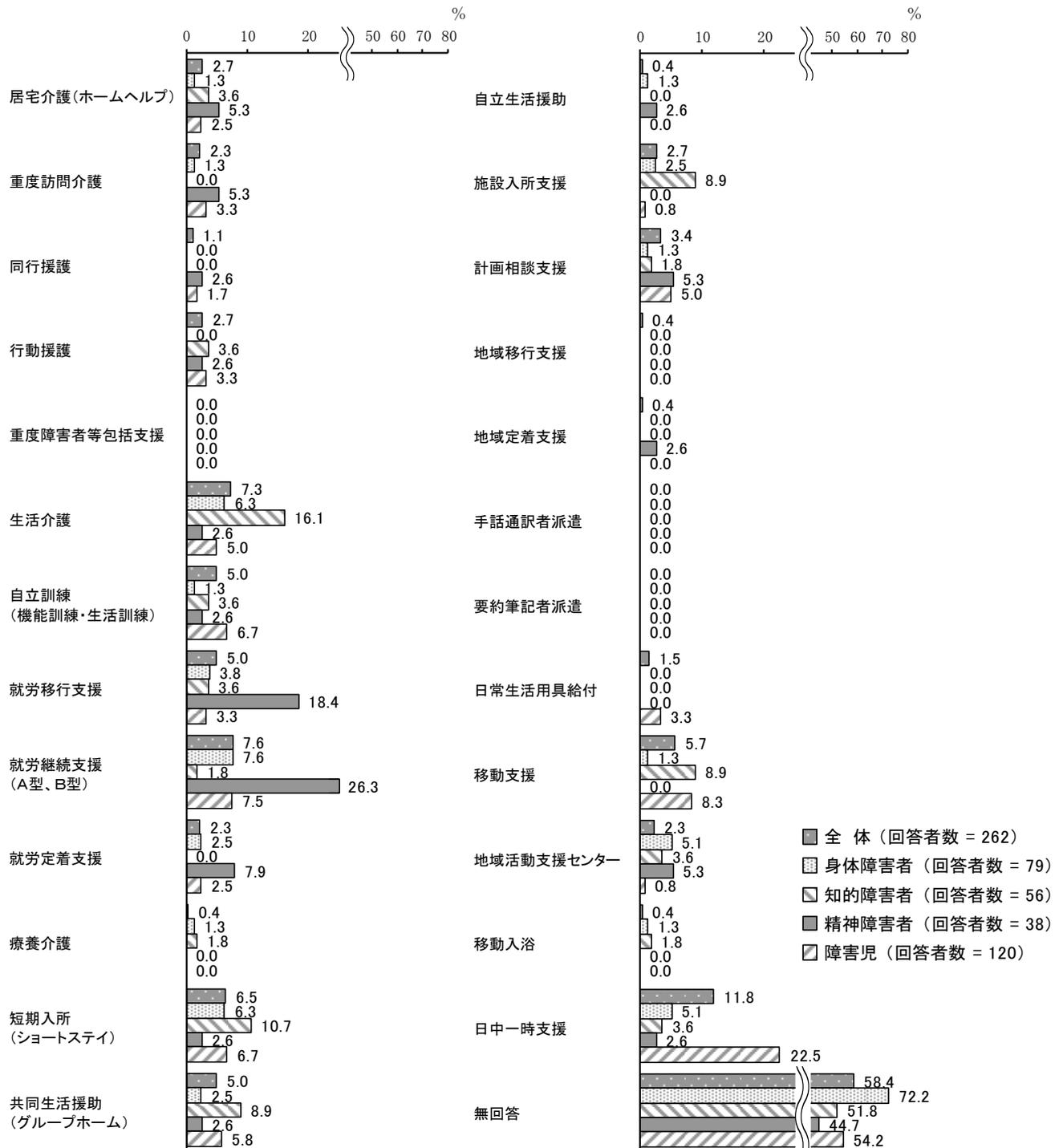
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、各回答の割合の合計が100.0%にならない場合があります。



② 現在利用しているサービスの中で特に充実・改善してほしいもの

「日中一時支援」の割合が11.8%と最も高くなっています。

障害別でみると、知的障害のある人で「生活介護」の割合が、精神障害のある人で「就労継続支援（A型、B型）」の割合が高くなっています。また、障害のある子どもで「日中一時支援」の割合が高くなっています。



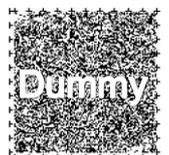
③ サービス利用状況別に見た障害児支援の今後3年以内の利用予定

『2 医療型児童発達支援』『3 放課後等デイサービス』を利用している人で「今よりも利用を増やす予定」の割合が高くなっています。また、『3 放課後等デイサービス』を利用していない人で「今よりも利用を増やす予定」（新規の利用を考えている）の割合が高くなっています。

単位：％

区分		有効回答数 (件)	今よりも 利用を増 やす予定	今と同じく 利用する 予定	今よりも 利用を減 らす予定	利用 予定が ない	無 回 答
1 児童発達支援	利用している	61	4.9	78.7	1.6	6.6	8.2
	利用していない	176	5.1	0.6	—	78.4	15.9
2 医療型児童発達支援	利用している	10	10.0	90.0	—	—	—
	利用していない	221	2.3	—	—	83.7	14.0
3 放課後等デイサービス	利用している	128	10.2	77.3	3.1	2.3	7.0
	利用していない	112	24.1	1.8	—	61.6	12.5
4 保育所等訪問支援	利用している	30	6.7	66.7	10.0	—	16.7
	利用していない	203	3.9	—	0.5	81.3	14.3
5 障害児相談支援	利用している	158	2.5	84.8	1.3	1.3	10.1
	利用していない	79	6.3	—	—	75.9	17.7
6 居宅訪問型児童発達支援	利用している	—	—	—	—	—	—
	利用していない	233	3.0	0.4	—	84.5	12.0
7 福祉型児童入所施設	利用している	2	—	50.0	—	—	50.0
	利用していない	228	0.4	2.6	—	82.9	14.0
8 医療型児童入所施設	利用している	—	—	—	—	—	—
	利用していない	230	0.4	2.6	—	82.6	14.3

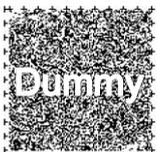
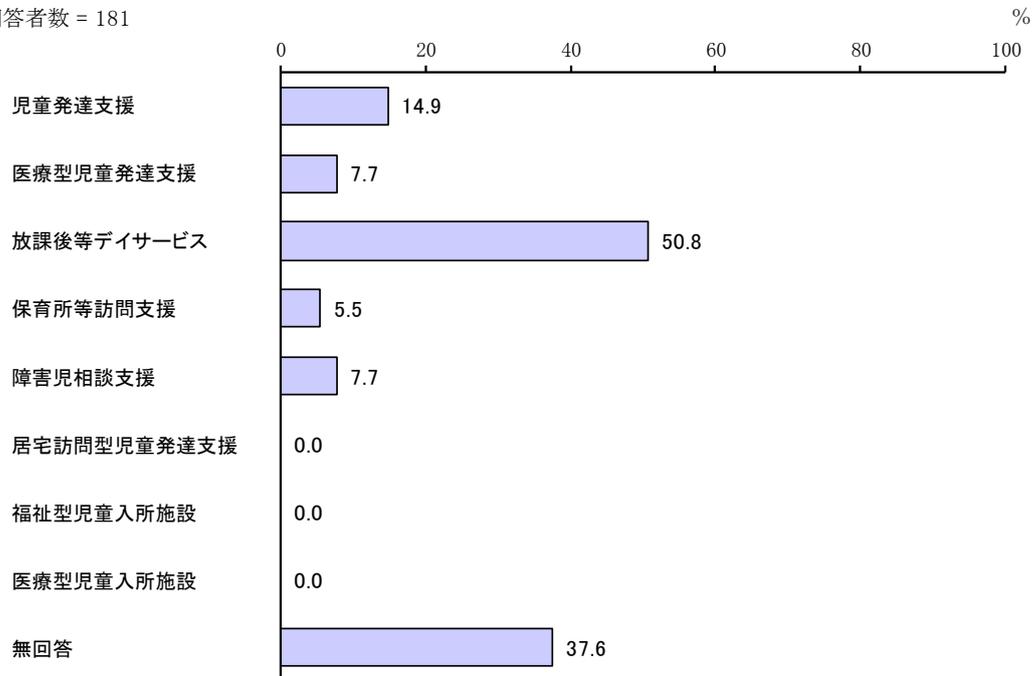
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、各回答の割合の合計が100.0%にならない場合があります。



④ 現在利用している障害児支援の中で特に充実・改善してほしいもの

「放課後等デイサービス」の割合が50.8%と最も高く、次いで「児童発達支援」の割合が14.9%となっています。

回答者数 = 181



|| 3 障害福祉施策へのニーズ

(1) 障害福祉サービスへのニーズ

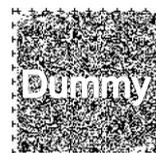
福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

将来に希望する暮らし方（P.24）のアンケート調査結果を見ると、今後3年以内で希望する暮らし方は、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」の割合が77.8%と最も高くなっており、いずれの障害も「自宅で家族と一緒に暮らしたい」の割合が60%を超える結果となっています。

一方、居住系サービスの利用実績（P.48）を見ると、グループホーム（共同生活援助）は今後も利用が増加することが想定されます。障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域で支えるサービスの整備が引き続き求められます。

また、就労に必要な支援（P.27）のアンケート調査結果を見ると、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が52.1%と最も高く、次いで「職場の障害者理解」の割合が高くなっています。また、精神障害のある人で「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が高くなっています。

企業と就労する障害のある人をマッチングさせ、就労後も働き続けるために、知識や技能の習得支援などによる効果的な就労移行支援、ジョブコーチなどによる就労定着支援の一層の推進が求められます。



(2) 地域生活支援事業等へのニーズ

障害のある人が身近な地域で安心して暮らし続けるためには、困りごとに対する適切かつ継続的な支援が必要です。

サービスの利用意向（P.28、29）のアンケート調査結果を見ると、現在日中一時支援事業を利用している人のうち、76.3%が「今と同じくらい利用する予定」、16.9%が「今よりも利用を増やす予定」と回答しており、今後も利用が増加することが見込まれます。

また、外出の際に困ること（P.22）についてのアンケート調査結果を見ると、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が33.6%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」の割合が17.5%、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」の割合が13.5%となっており、外出の支援に対するニーズもうかがえます。

今後も、日常生活における困りごとの相談への対応や生活を支援するサービスの充実が求められます。

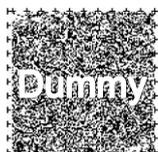
(3) 障害児支援へのニーズ

サービスの利用意向（P.32）のアンケート調査結果を見ると、現在利用しているサービスの中で、特に充実・改善してほしいものとして、「放課後等デイサービス」の割合が50.8%と最も高くなっています。

放課後等デイサービスは、サービスの利用状況別に見た障害児支援の利用予定（P.31）のアンケート調査結果において、現在放課後等デイサービスを利用していない人のうち、24.1%が今後の利用を希望していることから、今後も利用が増加していくことが想定され、量と質の確保が求められています。

また、医療的ケアが必要な児童については、保健・医療・福祉や関係機関の協議の場を設置するなど、総合的な支援体制を構築するとともに、医療的ケア児及び重症心身障害のある子どもを対象とする児童発達支援や放課後等デイサービスの事業実施への支援も必要です。

今後も、関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実を推進していくことが求められています。





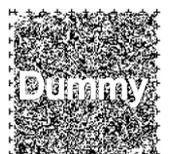
第 3 章

成果目標の設定

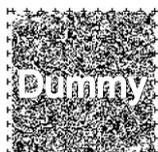
1 国の成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5（2023）年度を目標年度として設定します。

項目	国の基準
地域生活移行者数	令和5（2023）年度末時点で、令和元（2019）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
施設入所者数	令和5（2023）年度末時点で、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
地域生活支援拠点等の整備	令和5（2023）年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討
一般就労移行者数	令和5（2023）年度中の移行者数が、令和元（2019）年度実績の1.27倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5（2023）年度中の移行者数が、令和元（2019）年度実績の1.30倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5（2023）年度中の移行者数が、令和元（2019）年度実績の1.26倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5（2023）年度中の移行者数が、令和元（2019）年度実績の1.23倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業の就労定着率	令和5（2023）年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上
児童発達支援センターの設置	令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置



項目	国の基準
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5(2023)年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5(2023)年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5(2023)年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5(2023)年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5(2023)年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	令和5(2023)年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	令和5(2023)年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築



2 本市の成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市の令和元（2019）年度末の施設入所者数は、77人です。

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの数値目標については、第5期計画期間中（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の地域生活移行者が0人だったことを考慮し、令和5（2023）年度末までに3人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者数の削減については、現状において施設入所待機者が多いことを考慮し、令和5（2023）年度末時点における施設入所者数は、令和元（2019）年度末の施設入所者数を上回らないことを目標とします。

基準数	
令和元（2019）年度末の施設入所者数	77人
目標値	
令和5（2023）年度末までの地域生活移行者数	3人 (基準数の3.9%)
令和5（2023）年度末の施設入所者数	77人 (基準数と同数)

目標実現に向けた取り組み

- 地域移行支援事業や地域定着支援事業などの活用を促進します。
- 基幹相談支援センターをはじめ、各機関との連携のもと、自立した生活に必要な障害福祉サービスを利用できるよう、利用ニーズや地域定着に必要な支援の把握に努めます。
- 障害のある人の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの整備を促進するとともに、運営補助など必要な支援を行います。
- 生活介護や就労移行支援、就労継続支援などの日中活動の場の整備を促進します。



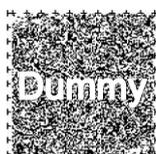
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて具体的な取り組みとして保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催などの活動指標を定めます。

活動指標			
	2021年度	2022年度	2023年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12	12	12
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	0	0	1
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	21	22	22
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	0	0	1

目標実現に向けた取り組み

- 障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害のある人を支える地域包括ケアシステムの機能について検討を進めます。
- 精神障害のある人の家族に対する支援の充実に向け、保健、医療、福祉関係者の協議の場を活用し、検討を進めます。



(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、令和5（2023）年度末までに1か所以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上

活動指標			
	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	1	1	1
検証及び検討の実施回数	3	3	3

目標実現に向けた取り組み

○障害のある人の地域生活支援を推進するため、地域生活支援拠点の各機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に向けた検討を行います。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

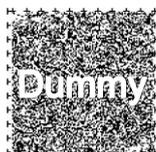
本市の福祉施設利用者のうち令和元(2019)年度の一般就労移行者数は11人です。

令和5(2023)年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元(2019)年度実績の11人から16人に増やすことを目標とします。また、就労移行支援による一般就労移行者数を7人から10人、就労継続支援A型による一般就労移行者数を1人から2人、就労継続支援B型による一般就労移行者数を3人から4人に増やすことを目標とします。

また、令和5(2023)年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人数のうち、12人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

加えて、令和5(2023)年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を、全事業所の70%以上とすることを目標とします。

基準数	
令和元(2019)年度の 一般就労移行者数	11人
	うち就労移行支援 7人
	うち就労継続支援A型 1人
	うち就労継続支援B型 3人
目標値	
令和5(2023)年度中の一般就労移行者数	16人 (基準数の1.45倍)
令和5(2023)年度中の一般就労移行者数 (就労移行支援)	10人 (基準数の1.43倍)
令和5(2023)年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	2人 (基準数の2.00倍)
令和5(2023)年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	4人 (基準数の1.33倍)
令和5(2023)年度における一般就労へ移行した者のうち 就労定着支援事業の利用者数	12人 (目標値の75%)
令和5(2023)年度における就労定着支援事業所の就労定着率8割以上の事業所の割合	70%以上



目標実現に向けた取り組み

- 就労移行支援事業や就労定着支援事業などの活用を促進します。
- 自立支援協議会において、一般就労移行についての検討を引き続き行います。
- 障害のある人の雇用を促進するため、引き続き企業に対する働きかけを行います。
- 優先調達の促進などにより、障害のある人の工賃向上につなげ、就労意欲の向上を図ります。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針では、令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保、各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をすることとされています。

本市では、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでにサービスの提供体制が確立されており、また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置や医療的ケア児等に関するコーディネーターも配置されています。

そのため、これらの障害のある子どもに対する支援の提供体制の維持と一層の充実を図ることを目標とします。

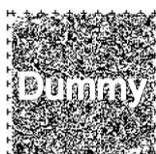


目 標 値	
令和 5 (2023) 年度末までに児童発達支援センター設置	1 か所以上
令和 5 (2023) 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有
令和 5 (2023) 年度末までに重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上
令和 5 (2023) 年度末までに重症心身障害のある子どもを支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上
令和 5 (2023) 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1 か所以上
令和 5 (2023) 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人以上

活動指標			
	2021 年度	2022 年度	2023 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの支援プログラムなどの受講者数	0	0	15
ペアレントメンターの人数	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	10

目標実現に向けた取り組み

- 保健、医療、障害福祉、保育、教育などの各関係機関による協議の場を活用し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援体制の構築に向けた検討を行います。
- 保護者が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識を身に付け、適切な対応をするための支援体制を構築します。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和5(2023)年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することを目標とします。

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	実施

活動指標			
	2021年度	2022年度	2023年度
総合的・専門的な相談支援の実施	1,225	1,345	1,465
地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数	3	3	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	3	3	3

目標実現に向けた取り組み

- 相談支援体制を充実・強化するため、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導、助言及び人材育成のために研修などを実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取り組みを進めます。



(7) 障害福祉サービス等の質の向上

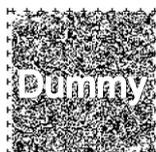
障害福祉サービス等は多様化しており、障害のある人のニーズにあわせた障害福祉サービス等を提供するため、サービスの質を向上させる体制を構築することを目標とします。

目 標 値	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	実施

活動指標			
	2021年度	2022年度	2023年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の構築及びその実施回数	12	12	12

目標実現に向けた取り組み

- 障害者総合支援法の理解促進のため、市職員が各種研修に参加し、知識習得に努めます。
- 指導監査結果について引き続き共有するとともに、共通項目などについて各事業所へ周知することにより、類似事例の発生防止を図ります。





第 4 章

障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
居宅介護	人/月	102	122	129	130	133	137
	時間/月	1,462	2,066	2,604	2,428	2,632	2,853
重度訪問介護	人/月	17	18	17	22	24	26
	時間/月	3,006	4,070	4,046	4,124	4,499	4,874
同行援護	人/月	12	13	14	14	14	14
	時間/月	99	112	118	127	135	144
行動援護	人/月	0	1	1	2	2	2
	時間/月	0	18	15	22	22	22
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※各年度月平均実績(2020年度のみ8月実績)

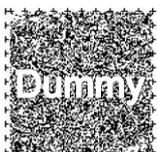


② 見込量確保の方策

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護では、今後のサービス需要の増大に備え、幅広い事業者の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
福祉型 短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、障害のある人を短期間障害者支援施設などへ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
医療型 短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、重症心身障害などの重い障害のある人を短期間医療機関などへ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護などをします。



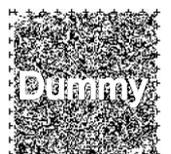
① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
生活介護	人/月	194	202	201	212	217	222
	人日/月	3,999	3,872	3,746	4,067	4,168	4,271
自立訓練 （機能訓練）	人/月	1	1	0	1	1	1
	人日/月	14	4	0	3	3	3
自立訓練 （生活訓練）	人/月	5	6	5	6	5	5
	人日/月	34	45	30	40	38	36
就労移行支援	人/月	26	30	26	31	32	32
	人日/月	436	480	433	492	498	504
就労継続支援 （A型）	人/月	105	109	127	111	112	113
	人日/月	2,044	2,112	2,348	2,152	2,172	2,192
就労継続支援 （B型）	人/月	231	246	251	279	297	316
	人日/月	3,996	4,272	4,083	4,883	5,220	5,580
就労定着支援	人/月	2	9	13	9	9	10
療養介護	人/月	14	14	14	15	16	16
福祉型短期入所	人/月	37	43	44	45	46	46
	人日/月	274	344	318	360	368	368
医療型短期入所	人/月	5	5	2	5	5	5
	人日/月	25	22	20	24	24	24

※各年度月平均実績(2020年度のみ8月実績)

② 見込量確保の方策

- 生活介護については、特に身体障害のある人、知的障害のある人のニーズが高く、継続的な利用を希望する傾向がみられるため、今後の利用者の増加に備え、幅広い事業者の参入を促進します。
- 就労継続支援 B 型については、特に知的障害のある人、精神障害のある人のニーズが高く、障害のある人の就労の実現のため、引き続きサービス提供体制を整備します。
- 短期入所については、特に知的障害のある人のニーズが高いサービスとなっており、今後も事業所の確保に努めます。



(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、主に夜間に住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

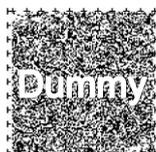
① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	74	82	90	98	106	114
施設入所支援	人/月	76	76	77	75	75	74

※各年度月平均実績(2020年度のみ8月実績)

② 見込量確保の方策

- 自立生活援助については、入所施設やグループホームの利用者に対する情報提供により利用促進を図ります。
- グループホームについては、地域生活への移行を推進する上でも重要な役割を担うサービスであるため、運営費用に対する補助事業を周知し、幅広い事業者の参入を促進します。
- グループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援などを組み合わせることにより、地域生活への移行を支援します。



(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援をします。
地域定着支援	単身などで生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談などの必要な支援をします。

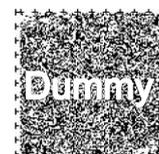
① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画相談支援	人/月	68	82	96	89	93	96
地域移行支援	人/月	1	0	0	2	2	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※各年度月平均実績(2020年度のみ8月実績)

② 見込量確保の方策

- 計画相談支援については、今後の利用者の増加に備えて幅広い事業者の参入を促進し、支援を必要とする利用者に対するサービス利用の調整やモニタリングなどの支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域移行支援、地域定着支援については、自立支援協議会をはじめとする関係機関の連携により、施設入所者や入院中の精神障害のある人、単身で障害のある人が地域で生活できるよう、引き続き検討します。



2 地域生活支援事業の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

- 障害や障害のある人への理解を深めるため、市民だよりやホームページ、社会福祉協議会の機関紙などによる広報・啓発活動を行います。
- ヘルプマークの配布など、障害のある人に関するマークなどの普及、啓発を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有



② 見込量確保の方策

- 活動場所の提供などの支援を通じて当事者団体の主体性の醸成を図り、障害のある人の生きがいづくりを促進します。

(3) 相談支援事業

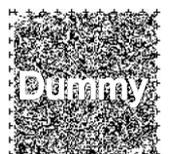
サービス	概要
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
基本相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

- 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所などに対する専門的な指導・助言、情報収集、人材育成などを行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。
- 障害のある人の一般賃貸住宅への入居希望に関する相談など必要な支援をします。



(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	判断能力が不十分な障害のある人で、適切な後見人などが得られないときに社会福祉協議会が後見人となり財産管理などの法律行為について支援します。

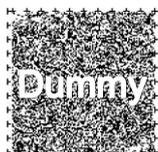
① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度利用支援事業	件	3	1	0	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※2020年度の実績は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したもの

② 見込量確保の方策

- 刈谷市成年後見支援センターの周知を行うとともに、継続的な情報提供により成年後見制度の利用を促進します。



(5) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対して、日常生活用具等を給付します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
介護訓練支援用具	件	0	7	4	7	7	7
自立生活支援用具	件	10	8	20	8	8	8
在宅療養等支援用具	件	23	31	44	32	32	32
情報・意思疎通支援用具	件	17	18	30	19	19	19
排泄管理支援用具	件	2,167	2,346	2,356	2,397	2,423	2,449
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	0	0	1	1	1

※2020年度の実績は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したもの

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び利用に関する情報提供を行い、利用の支援をします。



(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者設置事業	人	1	5	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	件	251	272	300	278	281	283
要約筆記者派遣事業	件	21	17	6	21	23	25

※手話通訳者設置事業を除く2020年度の実績は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したもの

② 見込量確保の方策

- 手話通訳者及び要約筆記者養成講座を通じて、人材確保に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。

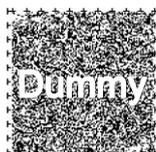
(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	13	13	0	11	11	11

※2020年度のみ8月時点実績



② 見込量確保の方策

- 手話奉仕員の養成研修を継続的に開催します。

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

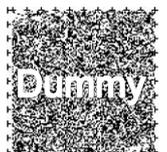
① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
移動支援事業	人/月	111	104	69	112	116	120
	時間/月	1,034	1,010	589	1,130	1,195	1,263

※各年度月平均実績(2020年度のみ8月実績)

② 見込量確保の方策

- 「移動支援事業ガイドライン」の周知を進めるとともに、利用者の状況やニーズに応じたサービスの提供に努めます。
- 今後の利用者の増加に備え、幅広い事業者の参入を促進します。



(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

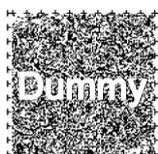
① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域活動支援センター事業	か所	6	6	6	6	6	6
	人/月	63	63	54	63	63	64

※2020年度のみ8月実績

② 見込量確保の方策

- サービス提供事業者と連携し、創作的活動及び地域交流の場として、利用者のニーズにあったサービス内容の提供を検討します。



(10) 任意事業

サービス	概要
移動入浴事業	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度障害のある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴サービスを実施し、衛生的で快適な日常生活の確保と家族などの介護負担の軽減を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民と一体となった振興を図ります。
文化芸術活動振興	障害のある人などの作品展、音楽会、映画会などの芸術文化活動の機会を提供し、創作意欲を助長するための環境の整備及び必要な支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成	身体障害のある人を対象として、自動車運転免許取得費用の一部や、自動車を取得する場合に、その改造に要する経費の一部を助成します。
更生訓練費給付	障害のある人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
移動入浴事業	人/月	7	9	10	10	10	11
日中一時支援事業	人/月	42	61	65	64	65	66
	回/月	222	408	445	467	499	533
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座数	4	4	4	4	4	4
	定員数	180	180	180	180	180	180
文化芸術活動振興	講座数	5	5	5	5	5	5
	定員数	100	100	100	100	100	100
自動車運転免許取得・改造助成	人	7	9	14	10	10	11
更生訓練費給付	人/月	0	0	0	1	1	1

※各年度月平均実績(2020年度のみ8月実績)

② 見込量確保の方策

- 障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、実績などを勘案し幅広い事業者の参入を促進しながら、引き続き事業を必要とする人へのサービス提供体制を確保します。



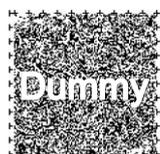
3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み

サービス	概要
児童発達支援	障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害のある子どもに対して、医療型児童発達支援センターや指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育園などを利用している障害のある子どもに対して、障害児施設などで指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで障害児通所支援を利用することが著しく困難な障害のある子どもに対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーター	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、包括的な支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

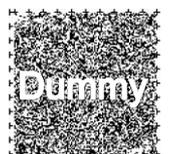
サービス名	単位	実績			見込み		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
児童発達支援	人/月	72	81	76	88	91	94
	人日/月	881	1,019	874	1,033	1,040	1,047
医療型児童発達支援	人/月	2	1	1	1	1	1
	人日/月	14	9	8	11	11	11
放課後等デイサービス	人/月	216	233	256	267	284	301
	人日/月	2,458	2,720	2,964	3,244	3,506	3,768
保育所等訪問支援	人/月	14	15	7	18	19	20
	人日/月	16	16	9	20	21	22
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	3	4	5
	人日/月	0	0	0	30	40	50
障害児相談支援	人/月	47	62	58	65	67	68
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	3	3	3	3	3

※2020年度のみ8月実績



② 見込量確保の方策

- いずれのサービスも今後、需要が増大していくことが見込まれるため、幅広いサービス提供事業者の参入を促進していきます。
- 医療的ケア児や重症心身障害のある子どもを受け入れることができる事業所などの確保を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援事業所への働きかけなどにより、サービス提供体制の整備を促進します。





第 5 章

計画の推進体制

1 計画の進捗管理

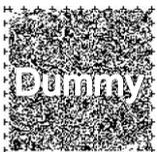
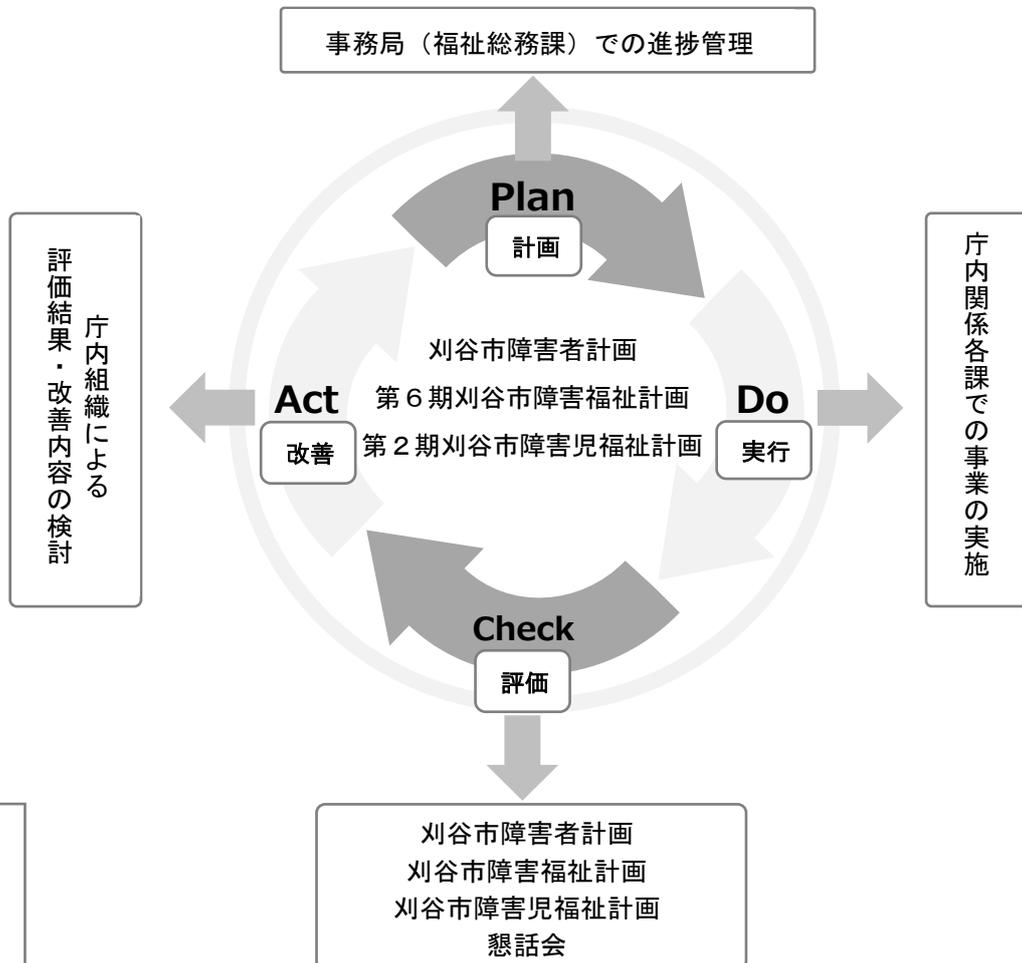
国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

中間評価の際には、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

2 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる推進組織を設置し、定期的な協議を行います。

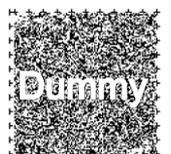




資料編

1 策定経過

年月日	内容
令和2（2020）年 7月3日～7月27日	刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定にか かるアンケート調査の実施
令和2（2020）年7月31日	第1回刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策 定部会
令和2（2020）年8月21日	第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷 市障害児福祉計画懇話会
令和2（2020）年10月8日	第2回刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策 定部会
令和2（2020）年10月23日	第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷 市障害児福祉計画懇話会
令和2（2020）年12月1日 ～令和3（2021）年1月4日	パブリックコメントの実施
令和3（2021）年1月14日	第3回刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策 定部会
令和3（2021）年1月20日	第3回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷 市障害児福祉計画懇話会



2 懇話会

(1) 懇話会設置要綱

刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会設置要綱
(設置)

第1条 刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画に関し、市民の意見を反映させるため、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画の策定、推進及び見直しについて意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

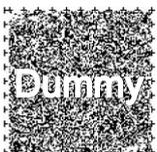
第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、懇話会の会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(委任)



第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

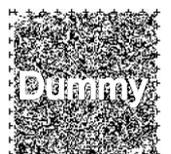
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

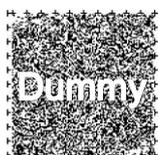
附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



(2) 懇話会名簿

団体等名	役職等名	氏名	備考
愛知教育大学	名誉教授	都 築 繁 幸	会長
刈谷医師会	副会長	鈴 木 一 正	
刈谷市歯科医師会	副会長	酒 井 寿 人	
刈谷市薬剤師会	副理事	福 島 恵 子	
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	水 谷 さわ子	
刈谷市ボランティア連絡協議会	顧問	塚 本 秀 子	
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉 浦 芳 一	
社会福祉法人 観寿々会	施設長	橋 口 磨理子	
刈谷市障害者支援センター	所長	相 澤 道 子	
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	石 川 恵美子	
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	会長	藤 井 孝	
刈谷手をつなぐ育成会	会長	篠 原 真由美	
刈谷地域精神障害者家族会	会長	長 谷 川 宏	
刈谷地区心身障害児者を守る会	副会長	榎 島 はつき	
刈谷児童相談センター	主査	渡 邊 一 史	
衣浦東部保健所	健康支援課長	木 戸 美代子	
刈谷公共職業安定所	就職促進指導官	福 島 洋 子	
刈谷市教育委員会	委員	鶴 田 英 孝	

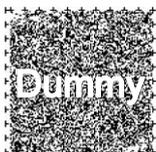


3 用語解説

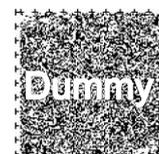
用語	内容
医療的ケア	一般的に学校や在宅などで日常的に行われる、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理などの医療行為。
刈谷市自立支援協議会	地域の障害福祉に関するシステムづくりについて検討・協議を行う場として刈谷市が設置している協議会。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
強度行動障害	直接的な他害（かみつき、頭突きなど）、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持など）、自傷行為が著しく高い頻度で起こるため、特別な支援を必要とする障害。
高次脳機能障害	けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態。
合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。
児童発達支援センター	障害のある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。
児童福祉法	昭和22（1947）年、すべての児童の健全育成と福祉を図るために制定された法律。 18歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業などについて定めており、障害のある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等の障害福祉サービスについて規定している。



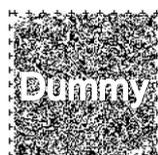
用語	内容
社会的障壁	障害者基本法第2条において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。
重症心身障害	発達期までに生じた重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ状態。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合が低い側から区分1～区分6の障害支援区分が定められている。
障害児相談支援事業者	障害のある子どもが利用する障害児通所支援の種類及び内容などを定めた計画（障害児支援利用計画）の作成を行う事業者。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。
障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約)	平成18(2006)年12月13日に国連総会で採択された。障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置などを規定している。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	平成17(2005)年に成立した障害者自立支援法が平成24(2012)年に改正され、平成25(2013)年4月1日から施行された法律。 この法律は、障害者基本法の理念にのっとり、障害のある人及び障害のある子どもが希望する地域で日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等による支援を総合的に行うことを目的としている。
障害福祉サービス	障害のある人の個々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる自立支援給付で、介護の支援を受ける介護給付や訓練の支援を受ける訓練等給付などがある。



用語	内容
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体障害のある人に交付される手帳。障害の種類別に重度の側から1級～6級の等級が定められている。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のある人に交付される手帳。重度の側から1級～3級の等級が定められている。
成年後見制度	契約の締結などを行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、取り消すことができるようにするなど、知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援などの機能をもつ場所や体制。主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としている。
地域生活支援事業	障害福祉サービス等とは別に、障害者総合支援法の規定に基づいて障がいのある人が自立して生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により行う事業。
地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供できる体制。
通級教室	小、中学校に通う障害のある児童生徒が、通常学級に在籍しながら、それぞれの障害特性に合った個別の指導を受けるための教室。
特定相談支援事業者	計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）及び通常の相談支援を行う事業者。特定相談支援事業者の指定は市町村が行う。
特別支援学級	障害のある児童生徒を対象に、小・中学校に障害の種類ごと（知的障害や情緒障害など）に置かれる少人数の学級。



用語	内容
特別支援学校	障害のある幼児・児童生徒に対して幼稚園・小学校・中学校または高等学校に準ずる教育を行うとともに障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身に付けることを目的とする学校。
特別支援教育	障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
内部障害	心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害及び肝臓機能障害。
難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいと、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。
日常生活用具	障害者の円滑な日常生活を支援するための用具。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具の6種目がある。
ノーマライゼーション	障害のある人と障害のない人が地域で同じように生活することを当然とする社会の考え方。
発達障害	生まれつき脳の一部に障害があるため、発達の仕方が通常と異なる障害。自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害（社会性の発達・コミュニケーション能力に障害があるなど）、学習障害（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものだけができないなど）、注意欠陥多動性障害（ADHD）（年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなど）などが含まれる。
バリアフリー	生活環境において、高齢者や障害のある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。
ピアサポート	障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決などを支援したりする活動。



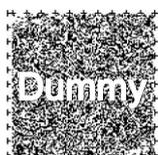
用語	内容
ペアレントプログラム	保護者と子どもがよりよいコミュニケーションで日常生活がおくれるよう、保護者が子どもへの具体的かつ効果的な対応を身につけるために支援するプログラム。
ペアレントトレーニング	親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親が子どもの養育技術を身につけるためのトレーニング。
保育所等訪問支援	保育園その他の児童が集団生活を営む施設などに通う障害のある子どもに対して、当該施設を訪問し、当該施設における障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること。
要約筆記	聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。
療育手帳	知的障害のある人に交付される手帳。重度の側からA～Cの判定が定められている。

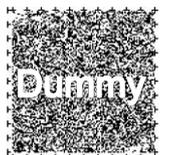


4 市内事業所の状況

種類		事業所数			
		2018年度	2019年度	2020年度	
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	16	18	20
		重度訪問介護	16	18	20
		同行援護	8	7	8
		行動援護	1	0	0
	日中活動系サービス	生活介護	8	8	9
		自立訓練 (機能訓練)	0	0	0
		自立訓練 (生活訓練)	1	2	2
		就労移行支援	3	3	3
		就労継続支援A型	5	5	5
		就労継続支援B型	9	11	13
		就労定着支援	0	1	2
		短期入所	4	4	5
	居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	4	4	5
		施設入所支援	2	2	2
	相談支援	計画相談支援	4	4	4
		地域移行支援	2	2	2
		地域定着支援	2	2	2
地域生活支援事業	移動支援	12	11	12	
	地域活動支援センター	2	2	2	
	移動入浴	2	2	2	
	日中一時支援	2	3	3	
障害児通所支援等	児童発達支援	8	8	8	
	放課後等デイサービス	17	16	17	
	保育所等訪問支援	2	2	2	
	障害児相談支援	3	2	2	

※各年度4月1日現在





第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画

発行 令和 3年 3月

発行者 刈谷市 / 編集 福祉健康部福祉総務課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL : 0566-62-1208

FAX : 0566-24-3481

